

国立印刷局の平成 29 年度の 業務実績に関する評価書

平成 30 年 8 月 31 日

財務省理財局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	平成 29 年度
	主務省令期間	平成 27 年度～平成 31 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 廣光俊昭
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 渡部保寿

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実施に当たっては、6月21日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月25日に有識者からの意見聴取を行った。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし</p>

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況		
		27年度	28年度	29年度
		B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は1項目がCであるものの、難易度の高い4項目を含め6項目がA、その他17項目がBであること、また、法人全体の信用を失墜させる事象も生じなかったことから、「独立行政法人の評価に関する指針」（総務大臣決定）に基づきBとした。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度においては、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を着実に果たしている。特に、旅券については第3四半期以降に受注数量が急激に増加し、対前年度比144%となる中、確実な製造及び納品を実施できたことは高く評価できる。 その他の事業についても、一部に印刷誤りなどが生じたものの、対策を速やかに講じるなどPDCAサイクルを適切に機能させつつ各種の取組を推進しており、所期の目標を概ね達成していると認められる。 博物館等において利用者利便の向上を図り、満足度アンケートにおいて引き続き高評価を維持したほか、温室効果ガス排出量についても大幅に目標を上回る削減を達成している。 また、国際協力の成果として、ベトナム国家銀行から「総裁賞」を授与されたこと及び新規機能性材料に関する研究成果が日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したことは高く評価できる。 <p>以上を踏まえ、全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 製品の印刷誤りを発生させたことについては、同様の問題が生じないように、再発防止の徹底を図られたい。 法人自らが課題としており、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められたことについて、製造過程における指示の方法や調達手続きの手順等について、管理方法の強化や指導・教育の徹底を図られたい。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>○監事ヒアリング（平成30年6月21日）における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度については、日本銀行券や旅券、官報といった主力製品をはじめとする足元の製造活動と長期的な展望に向けた取組とがバランス良く運営された1年であった。特に、旅券の受注が急増する中で確実な製造・納品を行うなど、実施できて当然と思われがちだが、法人の使命を確実に果たしていることは高く評価されるべきと考えている。 少量多品種製品の一部に印刷誤りなどが生じたが、内部統制全般に対する取組は推進されていると感じている。今後とも各職員の職務意識の向上を促すとともに、良質なコミュニケーションの促進を更に図ることで、より円滑な業務運営を確保することが望まれる。
その他特記事項	<p>○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（平成30年7月25日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体として大きな事故もなく主要製品を製造・納入することができており、通常業務に対しては安定感がある。その一方で「その他の製品」で発生した2件の印刷誤りについては、事件発生後即座に原因究明や再発防止策を徹底しているほか、理事長自らが管理職に対して意識啓発を高めるためのメッセージを発信するなど積極的な対応策をとっていると認められる。今後、単純ミス発生リスクを最小限に抑えるように更なる取組を推進していただきたい。

- ・人員計画については中期的な見通しを立てて取り組んでいるが、「国家公務員の雇用と年金の接続について（平成 25 年 3 月 26 日閣議決定）」を受けて採用している再任用フルタイム職員の影響や印刷局を取り巻く事業環境の変化等を踏まえた将来の人員体制などのあり方について検討も必要ではないか。
- ・新規機能性材料に関する研究について、日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したことは高く評価できる。

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度				27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								III. 財務内容の改善に関する事項								
1. 銀行券等事業								1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B	B			III-1		
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-1-(1)		2. 短期借入金の限度額	—	—	—			IV		
(2) 通貨当局との密接な連携等	B	B	B			I-1-(2)		3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B			V		
(3) 国民に対する情報発信	A	A	A			I-1-(3)		4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—			VI		
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-1-(4)										
2. 銀行券等事業（銀行券以外）								IV. その他業務運営に関する重要事項								
(1) 旅券の製造	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-2-(1)		1. ガバナンスの強化に向けた取組								
(2) その他の製品	B	B	C			I-2-(2)		(1) 内部統制に係る取組	—	—	B			VII-1-(1)		
3. 官報等事業								(2) コンプライアンスの確保	B	B	B			VII-1-(2)		
(1) 官報の編集・印刷	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			I-3-(1)		(3) リスクマネジメントの強化	B	B	B			VII-1-(3)		
(2) その他の製品	B	B	B			I-3-(2)		(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	B	B			VII-1-(4)		
								(5) 情報セキュリティの確保	B	B	B			VII-1-(5)		
II. 業務運営の効率化に関する事項								(6) 警備体制の維持・強化	—	B	B			VII-1-(6)		
1. 組織体制、業務等の見直し								2. 人事管理	B	B	B			VII-2		
(1) 組織の見直し	B	B	B			II-1-(1)		3. 施設及び設備に関する計画	B	B	B			VII-3		
(2) 業務の効率化	B	B	B			II-1-(2)		4. 保有資産の見直し	B	B	B			VII-4		
								5. 職場環境の整備						VII-5-(2)		
								(1) 労働安全の保持	C	B	B○			VII-5-(1)		
								(2) 健康管理の充実	B	B	B			VII-5-(2)		
								6. 環境保全	A	A	A			VII-6		
								7. 積立金の使途	—	—	—			VII-7		

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※主務省令期間で経年表示する。

※IV-1-(2)～(5)の28年度以前の評定については、関連する各項目の評定を記載

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【優先度：高】銀行券の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、銀行券事業を優先的に行う必要があるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 29 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 29 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）			100%	100%	100%				売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099		
製造計画達成度	100%		100%	100%	100%			売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482			
納期達成率	100%		100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407			
保証品質達成率	100%		100%	100%	100%			営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889			
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		98.0%	99.1%	99.4%			営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210			
	印刷機械		98.5%	98.4%	98.1%			従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199	4,256			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無	無	無									

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																						
			業務実績	自己評価	評価	理由																					
<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行う。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させることを通じて、財務大臣の定める製造計画を確実に達成する。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、日本銀行との契約を確実に履行する。</p> <p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組みます。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。また、設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定稼働及び機能維持に努め、安定的かつ確実な製造を継続するとともに、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定め</p>	<p>○設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした1億円以上の設備の年度内受入れ率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p> <p>○設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の稼働率）</p>	<p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資・保守点検の的確な実施</p> <p>主要な製造設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に基づき、平成29年度の設備投資計画を策定し、当該年度に計画した設備投資等を着実に実施した。</p> <p>計画の実施に当たっては、設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、設備投資に係る進捗状況の全体集約を行うとともに、実行部門との間で進捗状況に関する情報を共有し、設備投資を計画的かつ着実に実施した。特に、計画額1億円以上の重要案件については、設備投資委員会等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果、調達手順等を検証し、必要の都度、計画内容を見直しつつ効果的な投資を行った（VII「3. 施設及び設備に関する計画」参照）。</p> <p>また、設備の更新に当たっては、生産機械の高機能化により生産性の向上を図るなど、製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>計画した1億円以上の銀行券製造関係の機械装置については、下表のとおり全ての受入れ（注1）を完了し、年度内受入れ率は100%となった（参考指標 平成28年度：100%）。</p> <table border="1" data-bbox="1270 1087 1914 1465"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抄紙機制御部</td> <td>岡山工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>プレート製版設備</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券特殊印刷機</td> <td>静岡工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検を的確に実施するとともに、設備の保守点検については自主保全（注2）による点検を併せて実施した。その結果等を踏まえ、老朽化した設備等の修繕を計画的に実施するなど、その安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>なお、生産設備の稼働率（注3）については、抄紙機において99.4%、銀行券印刷機において98.1%となった（参考指標 平成28年度：抄紙機99.1%、銀行券印刷機98.4%）</p>	件名	機関	台数	抄紙機制御部	岡山工場	1台	プレート製版設備	東京工場	1台	銀行券印刷機	東京工場	1台	小田原工場	1台	銀行券特殊印刷機	静岡工場	1台	彦根工場	1台	銀行券検査仕上機	東京工場	1台	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき平成29年度の設備投資計画を策定し、設備投資委員会等において進捗管理を行いつつ、計画を着実に実施している。</p> <p>また、保守点検や修繕等を計画的に実施することにより製造設備の安定稼働及び機能維持を図ったほか、品質管理及び製造工程管理に係る各種取組を実施し、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂したことは評価できる。</p> <p>製造体制に関しては、交替勤務による機械稼働等を行い、予見し難い製造数量の変更等に備え、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理に係る研修、実地点検等の実施により秘密情報の漏えいを防止するとともに、製品倉庫への出入りを管理・記録する新たな装置の運用を開始するなど、製品の紛失・盗難の発生防止に着実に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>主目標である日本銀行券の製造については、以下の取組を適確に実施したことにより、財務大臣が定めた製造数量のすべてを日本銀行へ確実に納品している。</p> <p>具体的な取組としては、設備投資計画に基づいた進捗状況の管理を一元的に実施しているとともに、計画額1億円以上の重要案件の実行に際しては、設備投資委員会において投資の必要性や費用対効果等の再検証を行い、随時計画の見直しを行った上で投資しているなど効果的な取組が行われている。</p> <p>また、設備の運用に当たっては、定期点検に加えて自主的な保全点検を踏まえた修繕を計画的に実施しており、生産設備の稼働率がほぼ100%となるなど銀行券製造設備の安定稼働や機能維持が実現している。</p> <p>更に、長期連続操業や二交代勤務などの実施により柔軟で機動的な製造体制を引き続き維持しているほか、本局と各工場間における情報共有や標準点検を通じた品質管理及び製造工程管理の徹底もなされている。</p> <p>秘密管理者等を対象とした研修や規則等の遵守状況に係る自主点検、作業考査等を実施したほか、銀行券を印刷している工場において倉庫出入管理装置の運用を開始するなど情報及び製品</p>
件名	機関	台数																									
抄紙機制御部	岡山工場	1台																									
プレート製版設備	東京工場	1台																									
銀行券印刷機	東京工場	1台																									
	小田原工場	1台																									
銀行券特殊印刷機	静岡工場	1台																									
	彦根工場	1台																									
銀行券検査仕上機	東京工場	1台																									

<p>失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>る製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>○品質管理の徹底に向けた取組</p> <p>●製造計画達成度（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p>	<p>(注1) 受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理における課題等について、品質管理に関する打合せ会等を実施することにより本局・各工場間における情報共有や品質向上に係る実験・検証等、更なる品質の安定化に向けた取組を実施した。 また、作業現場において、標準（注4）にのっとり確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）等を通じ製造に係る作業手順等の確認・検証を実施した。 これらの取組により、品質管理及び製造工程管理の徹底を図った。</p> <p>(注4) 標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>(注5) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>以上の取組を確実に実施したことにより、財務大臣の定める製造計画の数量（30億枚）の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納入した。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働を継続した。 製紙断裁部門における昼連続稼働を開始した。 なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p>	<p>確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>等の管理徹底に取り組んだ結果、情報の漏えいや製品の紛失・盗難は発生していない。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で事業計画における所期の目標を達成しており、「A」評価とする。</p>
--	--	--	---	--	--

		<p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>(注6) 長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理 秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等を確実に運用することにより、情報の管理を徹底した。また、秘密管理に対する意識向上を図るため、各機関の秘密管理者等（課長等）を対象に研修を実施した（8月～9月）。 さらに、各機関における秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検及び本局事務局による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検を実施し、適切な管理が行われていることを確認した（自主点検：8月～10月、実地点検：平成30年1月）。 なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程にのっとり確実に作業を実施するとともに、作業考査（注7）を実施することにより、製品の取扱い、セキュリティ確保に係る作業内容の確認・検証を行い、製品管理の徹底に取り組んだ。 また、更なるセキュリティ強化を図るため、一部の銀行券印刷工場において平成27年度から試行運用を実施してきた倉庫出入管理装置について、全ての銀行券印刷工場において運用を開始した（平成30年2月）。 なお、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注7) 作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から年間4回点検するもの</p>		
--	--	--------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携等		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号、第 3 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 29 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 29 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有	有	有				売上高 (百万円)	63,693	57,210	58,099	
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 5 回	(対応回数) 13 回	(対応回数) 9 回	(対応回数) 5 回				売上原価 (百万円)	52,490	45,188	47,482	
									販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248	2,407	
									営業費用 (百万円)	55,408	47,436	49,889	
									営業利益 (百万円)	8,286	9,774	8,210	
									従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199	4,256	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。</p> <p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への情報提供等を行う。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。</p> <p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券製造機関、中央銀行等による当該国・地域における外国銀行券</p>	<p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> <p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携等</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を基に、通貨当局と意見交換を行うことにより、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図りつつ、将来の銀行券を見据えた偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、ユニバーサルデザインを考慮した試作品の抄造実験及び印刷実験を実施することにより、高度化した偽造防止技術の実装性等について評価するとともに、製造適性等の確認を行った。</p> <p>ロ デザイン力の強化 将来の銀行券を視野に入れた肖像、主模様、ラフ下図をはじめとした図案、彫刻等の各種習作を実施し、デザイン等に関する検討や、デザイン力及び彫刻技能の向上に取り組んだ。</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 国際会議への参画・外国銀行券関連機関への訪問 各国の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される環太平洋銀行券会議など8つの国際会議への参画を通じ、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。 また、スイス国立銀行など10の国・地域の銀行券関連機関を訪問し、銀行券の改刷、製造の状況等について調査・情報収集を行った。</p> <p>ロ 通貨当局への情報提供等 国内外の銀行券に関する偽造動向等について、通貨当局へ次のとおり情報提供等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議で情報収集した内容に関する情報提供（6月） ・ 「すき入紙製造取締法」（昭和22年法律第149号）に関する調査依頼への対応（7月） ・ 近年の海外における偽造、改刷及び偽造防止技術の動向に関する情報提供並びに次世代の日本銀行券の偽造防止技術に関する意見交換（9月） ・ 関係省庁等連絡会議（通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局、国立印刷局、警察庁）における偽造通貨に関する情報交換（12月） ・ 通貨偽造防止の啓発に係るポスターデザインの製作及び提示（12月～平成30年2月） 	<p><評価と根拠> 評価：B 国内外の偽造防止技術等に関して、通貨当局と意見交換を行い、研究開発に関する認識の共有を図りつつ、偽造防止技術の開発、銀行券の利便性向上に取り組んでいる。また、デザイン力の強化に向けた検討などを行っている。</p> <p>国際会議への参画等により得られた国内外の銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と意見交換するとともに、セキュリティレポートの提出などにより通貨当局への確に情報提供を行っている。</p> <p>ベトナム国家銀行への技術協力について、現地に長期派遣した専門家の主導の下、相手国の技術レベルや要望を踏まえ、実製造を視野に入れた効果的な研修を実施し、プロジェクトを計画どおりに完遂した。 ベトナム国家銀行からその功績を表彰されるなど、国立印刷局の製造技術協力が高く評価されており、積極的に国際協力に取り組んでいる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点> 偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。 国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨当局への確に情報提供を行ったか。 外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。</p> <p><評価に至った理由> 国内外の銀行券の流通状況や偽造防止技術の動向については、国際会議への参画や外国銀行券関連機関への訪問等を通じて積極的に情報を収集している。収集された情報はセキュリティレポート等として通貨当局に提出されているほか、今後の研究開発の方向性等に係る意見交換を行い認識の共有化を図っているなど、通貨当局と一体となった取組を進めている。また、将来の銀行券を視野に入れたデザイン等に関する検討も随時行っている。 国際協力の成果として、ベトナム国家銀行から「総裁賞」を授与されたことは高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

<p>う。</p>	<p>等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等からの要望や当該国・地域における流通環境等に応じて、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨当局等との緊密な連携の下、製造技術協力などの実施に積極的に取り組みます。</p> <p>また、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、研修、視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>○国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム国家銀行への技術協力についての報告（平成30年1月） <p>ハ セキュリティレポートの提出</p> <p>セキュリティレポートの作成に当たり、通貨当局と協議の上、要望事項等について整理した（4月）。国際会議、外国の銀行券関連機関等から情報収集した結果を踏まえ、セキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出（12月）するとともに、内容について説明（平成30年1月）を行った（参考指標 平成28年度：平成28年12月提出、平成29年2月説明）。</p> <p>③ 国際協力に係る取組等</p> <p>イ ベトナム国家銀行への技術協力</p> <p>国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの一環であるベトナム国家銀行への技術協力については、専門家を長期派遣するとともに、東京工場等においてインキ製造研修を実施（10月）し、インキ製造に係る助言を行った。</p> <p>なお、3か年計画の最終年度である同プロジェクトについては、インキ製造に係る基本計画の策定や実験用インキの製造能力向上等、プロジェクト期間内に全ての成果が得られたことから、ベトナム国家銀行から総裁賞を受けるなど、関係機関から高く評価された。</p> <p>ロ インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流</p> <p>インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流については、インドネシア政府証券印刷造幣公社作製のスーベニア印刷物を受領（7月）し、双方の作製した印刷物の交換を完了した。また、スーベニア印刷物の作製過程で得られた知見等について取りまとめた。</p> <p>ハ 研修・視察の受入れ状況</p> <p>外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れを積極的に行い、研修については1回、視察については4回受け入れた（参考指標 平成28年度：研修3回、視察6回）。</p>	<p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携等」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
-----------	--	---------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 平成 29 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 29 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 博物館来場者数、 特別展示等の開 催・他の展示会へ の出展回数	来場者数		22,335 人	25,946 人	25,821 人	23,751 人			売上高（百万円）	74,138	67,838	68,476		
	開催		4 回	4 回	4 回	4 回			売上原価（百万円）	60,465	52,622	55,013		
	出展回数		5 回	7 回	10 回	12 回			販売費及び一般管理費 (百万円)	10,280	9,401	9,786		
博物館におけるアンケート結果		5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.50	4.50	4.60			営業費用（百万円）	70,745	62,023	64,800		
(参考指標) 出張講演等の実績回数			4 回	4 回	2 回	3 回			営業利益（百万円）	3,392	5,815	3,676		
(参考指標) ページビュー数、 更新回数	ビュー数		1,806,709 件	2,060,504 件	1,993,926 件	2,035,681 件			従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199	4,256		
	更新回数			628 回	602 回	658 回								
(参考指標) ホームページに寄せられた 問合せに対する回答率			100%	100%	100%	100%								
工場見学者アンケート結果		5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.36	4.49	4.54								

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れを通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。 具体的には、博物館において、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。 また、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。 銀行券印刷工場においては、見学を積極的に受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組みます。</p>	<p>○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）</p> <p>●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5）</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信 イ 博物館における活動及びイベント出展・協力 (イ) 博物館の展示内容の充実・特別展等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特別展示等を4回開催した（参考指標 平成28年度：4回）。 具体的には、政府の「明治150年」関連施策の推進に資するため、国立印刷局の明治期の事績を紹介する展示などを行った。 また、当該会期中に開館時間の延長及び学芸員による展示物の解説を実施した（平成30年1月・平成30年2月）。 常設展示切手コーナーの一部リニューアル（9月）及び偽造防止技術体験コーナーの体験装置更新（映像モニター新設含む。）（平成30年3月）を行い、展示内容の充実を図った。 政府の施策である「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）を踏まえ、来館者の理解と満足度を高めるため、展示案内パンフレットを作成した（日本語版：9月、英語版：平成30年1月）。 国民への情報提供の機会として、お金と切手の展覧会等のイベント出展等を計12回実施した（参考指標 平成28年度：10回）。 <p>(ロ) 来館者確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別展等の開催情報等について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣自治体等に対してPR活動を行った。 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信するため、博物館ニュースを発行（7月・12月）し、来館者等に配布した。 <p>これらの取組により、博物館来場者数は、23,751人となった（参考指標 平成28年度：25,821人）。</p> <p>(ハ) 来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.60であった。</p> <p>(ニ) 出張講演の実施 国民に対する情報発信の一環として、日本のお札の製造技術に</p>	<p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>来館者に対するアンケート結果（5段階評価による平均評価：4.60、回答数：923件）については、年度目標の平均評価3.5超を大きく上回っている。これは、特別展示の開催、常設展示のリニューアル、展示案内パンフレットの作成等を含めた各種取組が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>ホームページについては、分かりやすさとウェブアクセシビリティの向上を図るなど、利用者の視点に立ち、各種コンテンツの充実や情報発信を行っている。</p> <p>工場見学については、銀行券の印刷を行っている全工場において見学の受入れを実施している。また、彦根工場の見学施設を改修するなど、来場者の満足度を高めるための取組を積極的に行っている。</p> <p>工場見学者を対象としたアンケートの結果（5段階評価による平均評価：4.54、回答数：11,586件）については、年度目標の平均評価3.5超を大きく上回っている。これ</p>	<p>評価 A</p> <p><評価の視点> 国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。</p> <p><評価に至った理由> 博物館において、新たに特別展示会期中の開館時間延長及び学芸員によるガイドを実施したほか、展示案内パンフレット（日本語版及び英語版）の作成や常設展示の一部リニューアルなど、来館者の理解と満足度を高めるための取組を積極的に実施している。</p> <p>また、工場見学の受入についても、彦根工場において工場見学施設の改修及び展示物の更新を行うなど、来場者の満足度を高める取組がなされている。</p> <p>これらの取組により、博物館の来場者及び工場見学者からのアンケート結果は、いずれも所期の定量目標を大きく上回る成果を挙げている（それぞれ131%、130%）。</p> <p>ホームページについては、外国人向けサービスを向上させるため、英語版ホームページの情報を増やしたことに加え、ウェブアクセシビリティの向上を図るための改修を行うなど充実を努めた結果、ページビュー数は昨年を上回る2,035,681件となっている。</p> <p>ホームページに寄せられた各種問合せに対しては、連絡先が不明などの理由により回答が困難なものを除き、全てに回答している姿勢は高く評価できる。</p> <p>本項目については、事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。</p>	

		<p>超)</p> <p>○国民に対する情報発信の充実 (参考指標：出張講演等の実績回数)</p> <p>○ホームページの充実 (参考指標：ページビュー数、更新回数)</p> <p>○外部からの問合せに対する回答実績 (参考指標：ホームページに寄せられた</p>	<p>に関する出張講演を3回実施した(参考指標 平成28年度：2回)。</p> <p>ロ ホームページ等による情報提供 (イ) ホームページの充実等 国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人向けサービスを向上させるため、英語版ホームページに日本語と同様の情報(工場見学案内、お礼の基本情報等)の記載を増やし、掲載内容の充実を図った(平成30年1月)。 アクセス数の多いページ(お問合せページ)について、一層見やすい構成やデザインに改修した(平成30年2月)。 ウェブアクセシビリティの向上に向け、総務省が策定したガイドライン(「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」)において推奨される規格に対応するため、目の不自由な方がホームページからより多くの情報を得られるよう、改修を行った(平成30年3月)。 国立印刷局フェイスブックについては、銀行券の製造工程の動画やイベント情報等のタイムリーな情報を中心として、計65回の記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手段として活用した。 <p>国立印刷局ホームページのページビュー数は2,035,681件、更新回数は658回となった(参考指標 平成28年度：ページビュー数1,993,926件、更新回数602回)。</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況 国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ(241件)のうち営業目的や連絡先不明により回答が困難なもの等(48件)を除く問合せ全て(193件)に回答した。この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答率は、100%となった(参考指標 平成28年度：100%)。</p> <p>ハ 工場における広報活動 (イ) 工場見学の受入れ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において工場見学の受入れを実施した。 なお、彦根工場においては、9月から工場見学施設の改修及び展示物の更新を行い、見学受入れを再開した(平成30年2月)。これにより、平成27年度以降取り組んできた工場間の見学内容(展示物・説明内容等)の統一化が図られた。 	<p>は、工場見学施設の整備などの取組が、来場者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	---	--

			<p>問合せに対する回答率)</p> <p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本銀行券製造工場見学」（財務省プログラム「平成29年度こども霞が関見学デー」の一環として開催）、「土曜学習応援団」（文部科学省との共催）、「金融学習バスツアー」（関東財務局との共催）の開催に参画し、東京工場の見学施設を活用し、参加者を受け入れた。 <p>(ロ) 工場見学者の満足度 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において、見学者の満足度等についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.54であった。</p> <p>(ハ) その他の取組 各工場において、夏休み期間や地域のイベント開催時に、各地域の居住者及び小・中学校の児童・生徒を対象に工場特別見学会の開催や地域のイベントへの出展を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【難易度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 平成 29 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 29 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
研究開発計画の策定の有無	有		有	有	有				売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		上回った	上回った	上回った				売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	
									販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407	
									営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	
									営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	
									従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199	4,256	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
			業務実績	自己評価	評価	理由															
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>次の銀行券の改刷をも見据えた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って着実に研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価を適切に実施し、評価結果に応じて是正等の対応を図るとともに、研究開発計画へ適切に反映します。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることにより、研究開発活動による成果が得られるよう取り組みます。</p> <p>なお、創出した成果については、必要に応じて特許出願するなど適切に活用するほか、有用な成果については、偽造防止技術等の開発等への影響に配慮しつつ、国内外の会議、学会等で報告します。</p>	<p>●研究開発計画の策定の有無</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、6分野 21件の研究課題に係る研究開発計画を策定（平成29年3月）し、計画に沿って全課題について研究開発を実施した（平成28年度：6分野 25件）。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>6件（8件）</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>2件（3件）</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>4件（6件）</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>3件（3件）</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減</td> <td>2件（2件）</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>4件（3件）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21件（25件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内は、平成28年度実績</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組</p> <p>近年の諸外国の技術動向を踏まえつつ、実製造設備等による技術検証を実施し、中核技術の更なるレベルアップを図るとともに、新たな偽造防止技術を創出した。</p> <p>(ロ) 効率化・合理化に向けた設備開発に関する取組</p> <p>高品質で均質な製品の製造を維持するために必要となる主要工程の生産設備、生産プロセス全体の効率化・合理化に向けた設備・システム等の開発に取り組んだ。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組</p> <p>用紙、版面、インキ等の基本材料に関する各種課題や製造技術等に関する研究開発に取り組んだ。製紙技術については、製紙用原材料に関する検討を進めるとともに、印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ諸材料の調査、版面製造技術の確立に向けた検証に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発に関する取組</p> <p>旅券、印紙その他の製品の高機能化、仕様変更等に反映するため、各種製品の特性を踏まえた製品開発及び製品化に向けた製造技術の確立に取り組んだ。</p>	分野	件数	偽造防止技術の維持・向上	6件（8件）	効率化・合理化に向けた設備開発	2件（3件）	製紙・印刷技術の高度化	4件（6件）	製品開発	3件（3件）	環境負荷低減	2件（2件）	基礎的研究	4件（3件）	計	21件（25件）	<p><評価と根拠> 評価：A</p> <p>将来の銀行券を視野に入れ、国内外の技術動向、偽造や改刷の状況を勘案しつつ、新規技術の創出や既存技術の高度化に重点を置いた研究開発計画を策定するとともに、当該計画を着実に実施していることは評価できる。</p> <p>研究開発評価については、研究開発評価システムを運用することにより、研究開発計画へ反映するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>創出した成果については、特許出願や学会発表等を行い、創出した独自技術の一つが学会において表彰されたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」で</p>	<p>評価 A</p> <p><評価の視点></p> <p>研究開発に係る計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>研究開発については、策定した研究開発計画に沿って6分野21件の全件について適確に進めており、特許出願や国内外の会議や学会に報告を行うなどの成果を挙げている。</p> <p>特に、新規機能性材料に関する研究成果が、日本印刷学会から「研究発表奨励賞」を受賞したことは高く評価できる。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発評価委員会において各研究課題に対して事前及び中間、事後の各評価が行われているほか、評価結果は各研究開発実施機関にフィードバックされるとともに翌年度の研究開発計画等に反映されるなど、PDCAサイクルが適切に機能していると認められる。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
分野	件数																				
偽造防止技術の維持・向上	6件（8件）																				
効率化・合理化に向けた設備開発	2件（3件）																				
製紙・印刷技術の高度化	4件（6件）																				
製品開発	3件（3件）																				
環境負荷低減	2件（2件）																				
基礎的研究	4件（3件）																				
計	21件（25件）																				

		<p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p> <p>●研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p>(ホ) 環境負荷低減に関する取組 環境保全に対する社会的責任を果たすため、電力使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。</p> <p>(ヘ) 基礎的研究に関する取組 各種技術及び製品の調査分析や印刷物及び諸材料の物理的・化学的特性に関する分析技術等の強化を図るなど、基礎的な研究開発に取り組み、学会で発表した成果の一つが表彰された（ハ（ロ）参照）。</p> <p>ロ 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映 平成 29 年度に終了する課題の事後評価、平成 30 年度に継続を予定する課題の中間評価及び平成 30 年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価委員会を開催し、各課題の評価を実施した（11 月）。 評価は、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目的達成の可能性等の視点から行い、その結果、平成 30 年度に継続を予定していた 1 件の課題については、技術的な新たな問題の発生に伴い目標達成の見込みが低いことから、中止と評価した。評価結果については、研究開発実施機関にフィードバックを行うとともに、平成 30 年度の研究開発計画等へ反映した（平成 30 年 1 月～平成 30 年 2 月）。</p> <p>(ロ) 研究開発活動の成果 平成 29 年度に終了する課題 13 件（中止の課題 1 件を含む）に係る事後評価の結果、研究開発活動に対する成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計）が終了案件に投下した費用の合計を約 0.7% 上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用 創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、国内外の会議、学会において報告した。</p> <p>(イ) 特許出願状況 次の各分野における特許について、合計 35 件の出願を行った（平成 28 年度：51 件）。</p>	<p>あることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	--	--

分野	件数
偽造防止技術の維持・向上	12件 (24件)
効率化・合理化に向けた設備開発	6件 (13件)
製紙・印刷技術の高度化	5件 (1件)
製品開発	11件 (12件)
環境負荷低減	1件 (1件)
基礎的研究	0件 (0件)
計	35件 (51件)

※ () 内は、平成 28 年度実績

(ロ) 会議、学会での報告

有用な研究開発成果 6 件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり国内外の会議、学会において報告した。

会議、学会	報告内容	実施月
紙パルプ技術協会 (注 1)	新規機能性材料に関する発表	6 月
日本印刷学会 (注 2)	紫外線硬化型インキに関する発表	6 月
日本デザイン学会 (注 3)	デジタル印刷 (可変印刷) に関する発表	7 月
日本印刷学会	新規機能性材料に関する発表	12 月
TAGA Annual Technical Conference (注 4)	新規機能性インキに関する発表	平成 30 年 3 月
	諸材料の分析に関する発表	

なお、新規機能性材料に関する発表は、日本印刷学会において、特に優れている技術に贈られる「研究発表奨励賞」を受賞した。

(注 1) 紙パルプ技術協会

紙パルプに関する産業技術及び学問の交流を促進し、これら産業の発展を図ることを目的として活動を行っている国内学術研究団体

(注 2) 日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の研究についての発表、連絡、知識の交換、情報の提供等を行っている国内学会

(注 3) 日本デザイン学会

デザインに関する学術的研究の進歩発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学会

			(注4) TAGA Annual Technical Conference 印刷分野全般に関する研究発表、情報交換、技術者交流等を行っている国際会議		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・難易度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 平成29年度事前分析表〔外務省29-Ⅳ-1〕 平成29年度行政事業レビューシート 事業番号 0114

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%				売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	
納期達成率	100%		100%	100%	100%				売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482	
ISO9001認証の 維持・更新の有無	有		有	有	有				販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248	2,407	
保証品質達成率	100%		100%	100%	100%				営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889	
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	無		無	無	無				営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210	
									従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	評価
<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造について</p> <p>旅券については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>さらに、次期旅券の製造等に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p>	<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造について</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、指定された納期での納品を確実にを行います。</p> <p>また、ISO9001の運用、認証の継続を行うこと等により、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し作業検査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p> <p>次期旅券（注1）については、決定された仕様に基づき、製造に向けた製造設備や偽造防止技術に対する品質管理方法の構築等に取り組めます。</p> <p>また、次世代旅券（注2）について、外務省と協議を進め、設備及び技術の開発に向けて取り組みます。</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●ISO9001認証の維持・更新の有無</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>○次期旅券の製造等に向けた取組</p>	<p>(1) 旅券の製造について</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、製造工場での二交替勤務体制の実施や人員交流及び工場間における製品交流を実施することにより、外務省との契約に基づく受注数量を納期までに確実に納入するとともに、諸材料や仕掛品在庫を確保したほか、故障リスクの高い設備予備部品を備えることにより、設備の突発故障への対応を図った。特に、外務省の要望に基づく受注数量の大幅な増加（前年度比約40%増）に対し、短期間で確実に製造・納入した。</p> <p>(参考) 受注数量（4,655千冊）</p> <p>ロ 品質管理等の徹底</p> <p>ISO9001（注1）については、3年ごとの更新審査を受審し、認証を継続した（10月）。また、品質管理に関する打合せ会や個別事案の打合せを適宜実施することにより、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。さらに、四半期ごとに作業検査を実施し、散逸防止、保管・数量管理など、ポイントを絞り管理体制を計画的にチェックすることにより、統制の有効度を評価し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行った。</p> <p>これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(注1) ISO9001</p> <p>製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p> <p>ハ 次期旅券（注2）の製造等に向けた取組</p> <p>次期旅券及び次世代旅券（注3）の開発については、外務省からの依頼に基づき、仕様、導入設備等の検討を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期旅券については、平成28年度に外務省へ提案した冊子仕様案（第1回試作冊子）について外務省と協議を重ね、一部デザイン等の見直しを行った。 <p>試作冊子の製造に向けて版面やインキ等の諸材料を準備し、試作冊子を作製することにより、次期旅券の製造技術の確立及び偽造防止技術に対する品質管理方法の構築に取り組むとともに、作製した</p>	<p><評定と根拠>評定：A</p> <p>旅券冊子仕上工程における交替勤務体制の継続や、繁忙期における人員及び製品交流の実施等の弾力的な対応に加え、設備の安定稼働に取り組み、外務省からの要望に基づく受注数量の大幅な増加（前年度比約40%増）に対し、規格内製品を確実に製造・納入したことは評価できる。</p> <p>ISO9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な作業考査等を実施し、品質管理等の徹底に取り組んでいる。</p> <p>次期旅券については、第2回試作冊子を作製するとともに、印刷条件等の製造技術の確立に取り組んでいる。</p> <p>次世代旅券については、集中作成・冊子作成に必要なシステムや設備の技術調査及び仕様整理を着実に進めている。</p> <p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p>旅券の仕様変更に対応した取組を行ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>主目標である旅券の製造については、第3四半期以降に受注数量が急激に増加し対前年度比144%になる中、二交代制勤務や人員の交流等による柔軟かつ機動的な体制を確保することにより、規格内製品を短期間で製造し確実に納品したことは高く評価できる。</p> <p>また、品質管理等の徹底についてもISO9001の認証を継続したことに加え、情報の共有化や継続的な業務改善に取り組んだ結果、情報漏えいや物品の紛失・盗難は発生しておらず、国民や社会の信頼を維持したものと認められる。</p> <p>次期旅券については、外務省と協議を重ねて試作冊子を提示したほか、次世代旅券についても集中作成を前提とした仕様や偽造防止技術について技術調査を進めているなど今後の旅券仕様の変更に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していることから「A」評価とする。</p>	

	<p>(注1) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券(平成31年度導入予定)</p> <p>(注2) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p>	<p>第2回試作冊子を外務省へ提示した(平成30年3月)。 また、次期旅券のIC機能の強化を図るため、外務省のIC機能仕様書に基づき、ICチップの調達手続を進めたほか、現有設備の一部を改造した(平成30年2月・平成30年3月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代旅券については、集中作成(注4)を前提とした冊子仕様や偽造防止技術について技術調査を実施するなど冊子開発に取り組んだ。また、大型作成機・仕上機等の設備の仕様について調査・検討を行った。 国内外の会議等に参画し旅券の国際標準や諸外国の動向について調査を行った。また、東京入国管理局等と情報交換を行い、外国旅券の偽造防止技術について調査するなど、最新の偽造防止技術の動向の把握に努め、次世代旅券における製品開発の参考とした。具体的には、国内ではIC旅券調査委員会(注5)等に参画(21件)したほか、海外ではICAO RFI(注6)等の会議・検討会に参画(4件)した。 <p>(注2) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券(平成31年度導入予定)</p> <p>(注3) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p> <p>(注4) 集中作成 現行、全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注5) IC旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p> <p>(注6) ICAO RFI(国際民間航空機関情報提供会合) 渡航文書に関する新しい技術等の紹介を行う場として、ICAO(国際民間航空機関)が主催する会合</p>	<p>踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%	/	/	売上高（百万円）	63,693	57,210	58,099	/	/
納期達成率	100%		100%	100%	100%			売上原価（百万円）	52,490	45,188	47,482		
保証品質達成率	100%		100%	100%	99.8%			販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248	2,407		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		有	無	無			営業費用（百万円）	55,408	47,436	49,889		
								営業利益（百万円）	8,286	9,774	8,210		
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199	4,256		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) その他の製品について 切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や	(2) その他の製品について 切手等の製品については、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。 また、品質管理及び製造工程管理の徹底を図	●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） ●保証品質達成率（100%）	(2) その他の製品について イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 ・ 切手等の製品については、製造工場における人員交流や工場間での製品交流を実施した。これらの取組により、発注者との契約に基づき、定められた期日までに製品を確実に製造・納入し、受注数量製造率及び納期達成率は100%となった。 ・ 平成29年度中に製造した製品において、製造に係るシステムの不具合により印刷誤りを発生させたことから、原因の	<評定と根拠> 評定：C 切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図っている。また、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な作業考査等を実施し、品質管理等の徹底に取り組んでおり、発注者	評定 C	<評価の視点> 徹底した品質・製造管理の下で、発注者の契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 <評価に至った理由> 切手等の製品については、柔軟な製造体制の下で契約数量の全てについて納期までに

<p>社会の信頼を維持する。</p>	<p>り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し作業考査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>究明及び発注者への必要な対応を行った（平成30年6月）。 以上のことから、保証品質達成率は、99.8%となった。</p> <p>ロ 発注者の要望を踏まえた提案 郵便切手において、平成28年度に受注したハッピーグリーンディング切手については、契約に基づき納期までに確実に製造・納入した（5月）。また、グラビア凹版印刷に関する提案を行い、「日本の建築シリーズ第3集」及び「切手趣味週間」を受注し、確実に製造・納入した（12月・平成30年3月）。 上陸許可証印等シールなどの仕様変更を検討している発注者に対して、新たな偽造防止技術を盛り込んだ提案を行った。上陸許可証印等シールについては、新たな仕様で実製造を開始（7月）し、確実に製造・納入した（10月）。</p> <p>ハ 品質管理等の徹底 本局・工場間で品質管理打合せ会や個別事案の打合せを適宜実施し、品質管理・情報管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる改善活動を実施した。また、四半期ごとに実施する作業考査において、散逸防止、保管・数量管理など、ポイントを絞り管理体制を計画的にチェックすることにより、統制の有効度を評価し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行った。改善の必要が認められるものについては見直しを行い、管理方法の強化を図った。 これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。個人情報を取り扱う製品については、情報セキュリティ・マネジメント・システム（以下「ISMS」という。注）について、外部審査機関による3年ごとの更新審査を受審し、認証を継続した（9月）。 なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>（注）ISMS 情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（適用規格ISO/IEC27001。日本情報経済社会推進協会が認定）</p> <p>ニ 番号通知書類（以下「通知カード」という。）の製造・管理 通知カードの製造・管理について、次のとおり工程管理の徹底を図るなどの取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報加工業務における特定個人情報管理措置（人的措置、技術的措置、管理体制）に係る点検を実施（12月）し、情報漏えい防止等のセキュリティを確保した。 	<p>との契約に基づき、納期までに製品を確実に製造・納入している。 なお、平成29年度中に製造した製品において、印刷誤りを発生させ、製品利用者への影響を把握したことから、原因の究明及び発注者への必要な対応を行った。 郵便切手及び上陸許可証印等シールについては、発注者の要望を踏まえた提案を継続しており、その結果、郵便切手（「日本の建築シリーズ第3集」及び「切手趣味週間」）の受注並びに上陸許可証印等シールの仕様変更・受注につながっている。 製造体制について点検確認を行うとともに、通知カードの委託業者に対して、作業マニュアルの遵守について指導するなど、工程管理の徹底を図っている。 以上のことから、「その他の製品」については、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、定量的な数値目標が一部未達成となり、製品利用者へ影響を及ぼしたことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p><課題と対応> 製品の印刷誤りを発生させたことについて、同様の問題が生じないように再発防止</p>	<p>納品している。作業考査等を通じた製造プロセスの改善が随時行われているなど、品質管理等の徹底が図られた結果、情報の漏えいや物品の紛失・盗難も発生していない。 番号通知書類の製造・管理については、情報加工業務における特定個人情報管理措置に係る点検を実施したほか、新規委託事業者に対しては事前に現場へ赴いた上で製造体制の確認を実地に行うなど、委託事業者も含めた工程管理の徹底に努めている。 なお、平成29年度中に製品利用者に影響が生じた印刷誤りについては、原因の究明及び発注者に対する必要な対応を速やかに行っていること認められるが、今後同様の問題が発生することのないよう再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、保証品質達成率について製品利用者へ影響を及ぼす印刷誤りが生じており、自己評価と同じく「C」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人が自ら課題としており、製品の印刷誤りを発生させたことについて、同様の問題が生じないように再発防止の徹底を図られたい。</p>
--------------------	---	--------------------------	---	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> 発注者の要望を踏まえ、情報加工・管理システムのプログラム改修を行った（9月・平成30年2月・平成30年3月）。 作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底について、逐次、委託業者へ指導を行った。また、10月からの委託業者の変更に伴い、事前に委託先へ赴き製造体制及び業務内容の点検を行い、適正であることを確認した（9月）。 	の徹底を図る必要がある。	
--	--	--	---	--------------	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・難易度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（指数）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%		100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,444	10,628	10,377		
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%		100%	99.9%	100%			売上原価（百万円）	7,975	7,434	7,531		
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%		100%	99.9%	99.9%			販売費及び一般管理費（百万円）	658	701	790		
インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数	過去5年平均以上	[各年度目標値] 53件	[51] 53件	[52] 58件	[53] 61件			営業費用（百万円）	8,633	8,135	8,321		
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年平均以下(100以下)	[各年度目標値] 0.31	[0.31] 0.30 (97)	[0.32] 0.23 (72)	[0.31] 0.17 (55)			営業利益（百万円）	1,811	2,493	2,056		
ISMS認証の維持・更新の有無	有		有	有	有			従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,216	4,199	4,256		
情報漏えい・紛失発生の有無	無		無	無	無								

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価	評価	理由									
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、入稿の方法や手続きに係る検討や利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組むとともに、バックアップ体制の強化に向け、システムを二拠点化します。</p> <p>さらに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p>	<p>● 掲示すべき時間での官報掲示達成度（100%）</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>● 官報情報検索サービスのサービス</p>	<p>(1) 官報の編集・印刷</p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、全ての掲示・閲覧用官報について電送授受を行い、掲示までの時間を短縮した（6月）。</p> <p>なお、発行された官報は806件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は31件（うち2件は入稿当日に発行）であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 紙</td> <td>244件</td> </tr> <tr> <td>号 外</td> <td>287件</td> </tr> <tr> <td>特 別 号 外</td> <td>31件（うち2件は入稿当日に発行）</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>244件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府主催の「防災の日」総合防災訓練の中で、内閣府と連携し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った（9月）。 政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し緊急官報製造訓練を実施し、緊急時における手順の定着化を図った（平成30年2月）。 <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p> <p>官報配信システムを二拠点化し、バックアップ体制の強化を図った（5月）。また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理やサービス継続のための緊急対応等を確実に実施した結果、官報情報検索サービスのサービス稼働率は、100%となった。</p> <p>なお、インターネット版官報については、当該システムの設定不備により閲覧しづらい状況が発生し、サービスが一時停止したため、サービス継続のための緊急対応等を迅速に行った（11月）。</p> <p>以上のことから、インターネット版官報の稼働率は99.9%となった。</p>	種 別	件 数	本 紙	244件	号 外	287件	特 別 号 外	31件（うち2件は入稿当日に発行）	政府調達公告版	244件	<p><評定と根拠>評定：A</p> <p>内閣府と積極的に意見交換を行うなど、関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、掲示までの時間の短縮及び柔軟な体制の維持に取り組むことにより、官報の迅速かつ確実な掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>緊急官報製造訓練を実施したほか、通信不能時の対応等について、関係部門で認識統一を図るなど、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応できるように取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、官報配信システムを二拠点化し、バックアップ体制を強化するなど、官報電子配信の安定稼働を図っている。また、日常管理を徹底するとともに、緊急対応等を確実に実施し、システム機器等の一層の安定稼働に取り組んでいる。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、操作方法や検索方法の実演等を実施するなど、当該サービスの利用促進に向けて、積極的に</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。</p> <p>非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>内閣府との連携を図りつつ、人員の部門間交流を通じた多能化を推進することにより、特別号外を含めすべての官報を掲示すべき時間に掲示している。また、関係部門間による連絡会において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を進めた結果、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.17箇所と過去5年間の実績平均値を大幅に下回る成果となっている。なお、ISMS認証を継続したほか、各種研修や秘密管理点検などの取組を確実に行った結果、公開前情報の漏えいや紛失は発生していない。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、官報配信システムの二拠点化を図ったことによりバックアップ体制が強化されたほか、各種イベント等における広報活動も積極的に実施している。</p> <p>加えて、各府省庁への研修機会をとらえた電子入稿の協力要請や国立研究開発法人等の政府調達広告の入稿から掲載までの期間短縮の実施についても着実に取り組んでいるほか、作業の迅速化や業務の効率化を目的として現状の官報製造ワークフローについて外部コンサルタントを活用した調査・分析を行う</p>
種 別	件 数														
本 紙	244件														
号 外	287件														
特 別 号 外	31件（うち2件は入稿当日に発行）														
政府調達公告版	244件														

	<p>作業考査や点検等を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム(I SMS)の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>関係省庁等に対し、入稿期限の短縮等を目的とした完全原稿による入稿及び電子入稿の促進について、引き続き協力要請を行います。また、法制執務業務支援システム(注)との連携を図るとともに、入稿の方法や手続に係る検討、利用者ニーズの把握などを行います。</p> <p>なお、官報製造ワークフローの問題点等を調査するなど、業務プロセス</p>	<p>ス稼働率(99.5%)</p> <p>●インターネット版官報のサービス稼働率(99.0%)</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数(過去5年平均以上)</p> <p>●100ページ当たり訂正記事箇所数の削減(過去5年平均以下)</p>	<p>ニ インターネット版官報等の周知 各種イベントや操作研修における実演や各地方方法務局に官報普及用リーフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った(61件)。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第40回お金と切手の展覧会(北九州)」において、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行い、その周知を図った(8月)。 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解と協力を求めることを目的に「第19回図書館総合展」へ出展した(11月)。 公立図書館が実施する操作講習会に職員を講師として派遣し、官報情報検索サービスの操作方法等について、研修を実施した(9件、4月・6月・11月・12月・平成30年2月)。 各地方方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50件、4月～平成30年3月)。 <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 作業考査や点検等を実施することにより、品質・製造工程管理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.17箇所となり、過去5年間の実績平均値(0.31箇所)を下回った(過去5年間の実績平均値を100とした相対比率:55)。</p> <p>へ 公開前情報等の管理 東京工場において、I SMSの運用及び情報管理意識の啓もう並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。また、官報配信システムに係る情報セキュリティの確保を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> I SMSについては、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した(12月)。 I SMSに係る教育・訓練(新規職員研修、転入者研修、新規推進委員・認証職員研修:4月、実務研修:5月、リスク分析研修:6月、内部監査員研修、幹部職員研修:7月)及び内部監査を実施した(7月～9月)。 インサイダー取引等に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的として、国立印刷局内外の関係者に研修等を行った(5～6 	<p>取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実に実施することにより、更なる削減に取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、I SMSの認証の維持に取り組むとともに、研修や職場内教育等を実施することにより、情報漏えいや紛失の発生を防止している。</p> <p>各府省庁の関係者へ操作研修を実施するなど、電子入稿の推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、国立研究開発法人等の政府調達公告の入稿から掲載までの期間短縮の実施に向けて取り組んでいる。</p> <p>官報製造ワークフローに関する調査・整理を行い、抽出した課題の改善に向けた今後の取組について取りまとめている。</p> <p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められ、当該項目の難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p>	<p>などの取組も積極的に推進している。</p> <p>本項目については難易度が高い目標設定をしている中で、事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「A」評価とする。</p>
--	---	--	--	---	---

	<p>の改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>(注) 法制執務業務支援システム(e-LAWS) 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p>	<p>● I S M S 認証の維持・更新の有無</p> <p>● 情報漏えい・紛失発生の有無</p> <p>○ 電子入稿を行う者の拡大</p> <p>○ 作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p>	<p>月：国立印刷局、5月・7月：官報販売所)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官報の公開前情報の漏洩や紛失等の防止を目的に作業考査や秘密管理点検(注1)を実施し、標準やその他の作業に関する内部規程に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した(作業考査：5月～平成30年3月、秘密管理点検：平成30年1月～平成30年2月)。 官報配信システムについて、電子官報の配信状況に対する日常監視や緊急対応に加え、サイバー攻撃発生時における連絡ルート等を整備することにより、改ざん防止等に対する強化を図った。 なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。 <p>(注1) 秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>ト 電子入稿の推進 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入稿の協力要請を行うため、総務省行政管理局が主催する「電子文書交換システム研修」に職員を講師として派遣し、各府省庁の関係者に対して官報原稿送付書作成ツール(注2)の操作研修を実施した(5月・10月)。また、上記研修に併せて、完全原稿(注3)による電子入稿について説明会を実施した(10月)。 総務省の開発による法制執務業務支援システム(注4)を活用した電子入稿については、平成29年1月に運用が開始された法律、政令に加えて、平成29年10月から運用が開始された府省令、規則の入稿に対し、確実に対応した。 「科学技術イノベーション総合戦略2017」(平成29年6月2日閣議決定)による要請を受け、国立研究開発法人等の政府調達公告の入稿から掲載までの期間短縮について、関係部門で協議し、諸条件や対応方法等について整理した(7月・12月)。また、期間短縮の実施に向け、関係省庁等と調整を行った(平成30年1月～平成30年3月)。 <p>(注2) 官報原稿送付書作成ツール 省庁間電子文書交換システムを使用し、官報原稿(省令、告示等、官庁公告政府調達公告)を政府共通ネットワーク経由で入稿する機能を有するツール</p> <p>(注3) 完全原稿 出稿府省庁が記事の内容等を完全に保証した原稿</p>	<p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---	--	--	--------------------------------	--

			<p>(注4) 法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p> <p>チ 官報製造ワークフローに関する調査 業務プロセスの改革を継続的に推進し、作業の迅速化や業務の効率化を図るため、官報製造ワークフローに関する調査を行った。 具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタントを活用し、効率的な業務体制への変革を目的として、現状の官報製造ワークフローについて調査・分析するとともに、抽出した課題の改善方策について検討を行った（5～12月）。 各府省庁に官報原稿送付書作成ツールや法制執務業務システムを介した電子入稿の活用状況や改善方法についてヒアリングを実施した（12月～平成30年2月）。 各府省庁に対するヒアリング結果等を踏まえた課題の改善方策を検討・整理し、その結果について取りまとめを行った（平成30年1月～平成30年3月）。 		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	100%			売上高（百万円）	10,444	10,628	10,377		
納期達成率	100%		100%	100%	100%			売上原価（百万円）	7,975	7,434	7,531		
保証品質達成率	100%		100%	100%	99.9%			販売費及び一般管理費 （百万円）	658	701	790		
								営業費用（百万円）	8,633	8,135	8,321		
								営業利益（百万円）	1,811	2,493	2,056		
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,216	4,199	4,256		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) その他の製品 国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必	(2) その他の製品 国会用製品等の製品については、作業考査や点検等の実施を通じて品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理を徹底することで、発注者との契約に基づく数量を確実に製造し		(2) その他の製品 イ 国会用製品等の確実な製造及び納入 ・ 国会用製品等については、作業考査や標準点検等を実施し、徹底した情報管理及び製造工程管理の下、標準やその他の作業に関する内部規程に基づき、作業が適正に実施されていることを確認した。 ・ 国会運営に影響を及ぼす国会用製品については、衆議院、参議院等の発注者の要請に対し柔軟に対応するとともに、作業の進捗管理を徹底した。また、東京工場と国	<評定と根拠> 評定：B 国会用製品等については、情報管理及び工程管理に係る各種取組を実施することにより、確実な製造に取り組んでいる。 発注者からの要請に対して、柔軟に対応し、製品の確実な製造及び納入を図っている。 なお、印刷誤りが1件発生し	評定 B <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 国会用製品等については、発注者からの要請に対し柔軟に対応しつつ、製造工程管理を徹底したことにより、契約数量の全てについ

<p>要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p>	<p>ます。また、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●保証品質達成率（100%）</p>	<p>会分工場における製品交流を実施するなど柔軟な対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者との契約に基づく数量を製造し、定められた期日までに製品を確実に納入するよう取り組んだ結果、受注数量製造率及び納期達成率は100%となった。 製造過程における確認不足により印刷誤りを1件発生させたことから、規格内製品を再製造し、速やかに再納入した。また、早急に確認方法を見直し、確認の徹底・強化を図った（12月）。 <p>以上のことから、保証品質達成率は99.9%となった。</p> <p>ロ 一般競争入札への参加 官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>たものの、速やかに規格内製品を再納入している。また、早急に対策を講じ、製造過程における確認の徹底・強化を図っている。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標が一部未達成であったものの、その後の対応を適切に行っており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>製品の製造過程の一部に確認行為に係る改善の余地が認められたことから、見直した確認方法の遵守・徹底を図る必要がある。</p>	<p>て納期までに納品している。なお、平成29年度に受注した865件のうち1件について規格外製品が生じているが、速やかに規格内製品を納入した結果、発注者における業務に支障は生じていない。</p> <p>定性的な取組として、受注製品の製造に際しては、発注者からの納期短縮要請に対して可能な限り柔軟に対応しているほか、原稿の不備など顧客要因による不良品の発生を未然に防ぐために能動的な確認行為を実施している姿勢は高く評価できる。</p> <p>保証品質達成率は僅かに下回ったものの、他の指標はすべて達成しているほか、発注者利便の向上に積極的に取り組んでいるなど業務運営の質的向上が図られており、全体としては事業計画の所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人が自ら課題としており、製品の製造過程の一部に確認行為にかかる改善の余地が認められたことから、見直した確認方法の遵守・徹底を図られたい。</p>
--	--	---	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有		有	有	有			
(参考指標) 期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）		4,285人	4,204人	4,186人	4,237人			平成31年度末の常勤役職員の総数を平成26年度末以下とする。
(参考指標) 売上高人件費比率		42.4%	38.2%	41.9%	42.2%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 業務を効率的かつ確実に実施していくため、組織の見直しに取り組むとともに、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務量等に応じた適正な人員配置を行うとともに、人員及び人件費の削減に取り組みます。</p>	<p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役員報酬・給与等について」中の「III 総人件費について」における「給</p>	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <p>① 本局組織との円滑な機能連携、内部統制の強化等を目的として平成28年4月に実施した研究所及び工場事務管理部門の組織再編に関し、研究所及び各工場の機関長、各部長等を対象に意見交換を行い、現状における運用状況等について確認した（6月～9月）。</p> <p>平成30年度に向けて、設備投資等による効率化等の施策と「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に伴う再任用フルタイム職員の雇用期間の延長による常勤職員数の一時的な増加、更にはその後の大量退職の状況を踏まえつつ、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮した人員計画を策定した（6月）。</p> <p>期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。</p> <p>(注) 売上高人件費比率＝人件費÷売上高</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>平成28年度期首に実施した研究所及び工場事務管理部門の組織再編に関し、再編後においても各機関における意見交換を通して運営状況のフォローアップを行っている。</p> <p>平成29年度は、再任用フルタイム職員の雇用期間の延長により常勤職員数が一時的に増加する一方、今後、大量退職が見込まれる中で、業務の質を維持するため一定数の職員の採用を実施している。</p> <p>引き続き、設備投資等による効率化、適正配置等の施策を併せて実施することにより、人員数の抑制を図り、業務を効率的かつ確実に</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>業務の効率化や業務量を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。</p> <p>適正な給与水準の維持に取り組んだか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>平成28年度に実施した組織再編に関して、各機関を対象とした意見交換を行い運用状況の確認を行ったほか、再任用フルタイム職員の増加やその後の大量退職を見据えた中期的な人員の増減数と業務量等を考慮した上で人員計画を策定しているなど、組織の効率化や適正な人員配置に取り組んでいる。なお、期末人員数は前年度に比べ増加したものの、再任用フルタイム職員を除いた期末人員数は前年度に比べ減少している。</p>	

<p>25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> <p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を国立印刷局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。</p> <p>○適正な給与水準の維持</p> <p>●給与水準の公表の有無</p>	<table border="1" data-bbox="1222 178 1911 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末人員数 (参考指標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 29 年度末</td> <td>一般職員 4,015 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 222 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,237 人 (3.31 付け退職者の 236 人を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 28 年度末</td> <td>一般職員 4,075 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 111 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1222 636 1911 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高人件費比率 (参考指標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>42.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>41.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成 29 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和 25 年法律第 95 号)の適用を受ける国家公務員(以下「一般職給与法適用国家公務員」という。)の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が 92.4 (平成 28 年度 : 91.5)、研究職員が 78.7 (平成 28 年度 : 78.0) となった。</p> <p>なお、平成 28 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、ホームページで公表した(6月)。</p>		期末人員数 (参考指標)	平成 29 年度末	一般職員 4,015 人	フルタイム再任用職員 222 人	合計 4,237 人 (3.31 付け退職者の 236 人を含む)	平成 28 年度末	一般職員 4,075 人	フルタイム再任用職員 111 人	合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む)		売上高人件費比率 (参考指標)	平成 29 年度	42.2%	平成 28 年度	41.9%	<p>に実施する体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、公正な第三者である中央労働委員会による調停に基づき、適正な水準となるよう努めており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準を考慮して適正水準となるよう取り組んでおり、平成 29 年度の水準は国家公務員より低いものとなっている。</p> <p>なお、総務省が策定したガイドラインに基づき、ラスパイレス指数についてはホームページで公表を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
	期末人員数 (参考指標)																				
平成 29 年度末	一般職員 4,015 人																				
	フルタイム再任用職員 222 人																				
	合計 4,237 人 (3.31 付け退職者の 236 人を含む)																				
平成 28 年度末	一般職員 4,075 人																				
	フルタイム再任用職員 111 人																				
	合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む)																				
	売上高人件費比率 (参考指標)																				
平成 29 年度	42.2%																				
平成 28 年度	41.9%																				

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
II-1-(2)	業務の効率化	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(参考指標) 売上原価を構成する固定費		43,950 百万円	44,246 百万円	45,412 百万円	46,077 百万円			平成 31 年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績値以下とする。	
情報システム整備運用計画の策定の有無	有		有	有	有				
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○		○	○	○				
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有		有	有	有				
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0 件		0 件	0 件	0 件				
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達件数及び金額		16 件 2 百万円	31 件 14 百万円	38 件 5 百万円	41 件 8 百万円			一般競争入札による実績 平成 27 年度 1 件 10 百万円 平成 28 年度 1 件 1 百万円 平成 29 年度 1 件 2 百万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の目標達成に向けて必要な取組を行	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定	○業務の効率化の推進（参考指標：売上原価を構成する固定費） ○効率化に向けた業務の見直し	(2) 業務の効率化について ① 固定費の削減及び情報システム関連機器の更新 イ 固定費の削減 行政執行法人化に伴い整備した予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各工場等と連携・調整を図り、コスト削減に努めた。 売上原価を構成する固定費（参考指標）（注 1）は、労務費が増加等したことにより、46,077 百万円となった（平成 26 年度の売上原価を構成する固定費は 43,950 百万円（注 2））。 これは、人員の削減（再任用フルタイム職員を除く常勤職員数（期首人員）166 人減少）を実施した一方で、(イ)「独立行政法人	<評価と根拠> 評価：B 売上原価を構成する固定費のうち、ベースアップや賞与支給月数の増加等による労務費の増加による影響額（1,086 百万円）を控除した額（44,991 百万円）は、平成 26 年度実績額（43,950 百万円）を上回っている。 これは、再任用フルタ	評価 B <評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由> 情報システム整備運用計画を策定し、関係機器等の更新を確実に実施している。特に、平成 29 年度においては B C P	

<p>う。</p> <p>また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を</p>	<p>費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、平成29年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父</p>	<p>●情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p>	<p>通則法」(平成11年法律第103号)第57条に基づき決定した給与等(ベースアップ及び賞与支給月数)の増加、(ロ)「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に基づく再任用フルタイム職員数の増加、(ハ)平成24年6月から平成26年5月まで実施した東日本大震災の復興財源に充てるための給与減額支給措置の終了による労務費の増加や、減価償却費の増加によるものである。</p> <p>なお、(イ)、(ロ)及び(ハ)の労務費の増加による影響額1,086百万円を控除した場合の売上原価を構成する固定費は44,991百万円となる。</p> <p>(注1) 売上原価を構成する固定費=当期総製造費用(版面等費用を除く。)ー変動費 変動費=原材料費+外注加工費+時間外手当+運送費+燃料費+光熱水費</p> <p>(注2) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定している平成31年度末における固定費の削減目標(平成31年度の売上原価を構成する固定費を平成26年度の実績以下とする。)</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等 情報システムの機能性・利便性の向上を図るなど更なる業務の効率化等を推進するため、情報システム整備運用計画を策定(9月)し、当該計画に基づき関連機器等の更新を実施した。</p> <p>なお、更新したシステムについては、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官報配信システム ・ 日銀券生産管理システム <p>② 調達等合理化計画の取組等 平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、公表した(6月)。</p> <p>合理化計画の策定に当たっては、調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受けるとともに、その点検結果等についてもホームページで公表した(7月)。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況について、合理化計画に定める調達等合理化・契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)において点検し、了承された(5月・11月)。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p>	<p>イム職員を除く常勤職員数(期首人員)が166人減少したことにより労務費の減少があった一方で、銀行券精裁機の更新による減価償却費が増加したことなどによるものである。</p> <p>中期的な観点から参考となるべき事項として設定している平成31年度末における固定費の削減目標の達成に向けて、引き続き、再任用フルタイム職員数の増加等に留意しつつ、業務量等に応じた適正な人員配置を行い、人員及び労務費の削減に取り組むとともに、予算執行管理の徹底を図り、コスト削減に努めることとする。</p> <p>情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の更新を計画的に実施することにより、現行システムの機能性・利便性の向上を図り、業務の効率化、迅速化の推進を図っている。</p> <p>官報配信システムについては、二拠点化によるサービス継続の強化を行うことにより、官報の電子的手段による提供を確実にしている。</p> <p>調達の合理化については、合理化委員会による実施状況の点検を受け、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契</p>	<p>の観点から官報配信システムの二拠点化を実施している点が評価できる。</p> <p>調達にかかる契約については、策定した調達等合理化計画に基づいて着実に取り組んでおり、契約監視委員会等の審議において不適切とされた契約は発生していない。また、一者応札・一者応募の削減についても積極的に取り組んでいるほか、随意契約に依らざるを得ない契約に対しても価格交渉を精力的に行うことで契約金額の削減に努めている。</p> <p>なお、中期的な観点から設定している固定費の削減目標については、再任用フルタイム職員の増加などの後発的要因を考慮しても平成29年度末時点で超過している状況にある。日本銀行券等の確実な製造に不可欠な大型設備投資を実施しているなどのやむを得ない事情はあるものの、平成31年度末の目標達成に向けて取組を促進する必要がある。</p> <p>障害者就労施設等からの調達の実施や民間への業務委託の検討については、着実に取り組んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	---	--	--	--	---

<p>行うよう努める。</p> <p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術の漏えい防止に留意しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>(イ) 重点的な取組 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した27品目について、調達の合理化を図るため、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から38百万円削減した。 生産設備の購入・保守・修理等に関する調達において、銀行券の製造に係る機器その他特別な仕様を指定して発注する特殊な機器であって、製造業者等が一に限定、または当該機器の製造業者等でなければ修理等をすることができない2件の契約について、調達の合理化を図るため、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から14百万円削減した。 <p>(公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている4件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、調達の合理化を図るため、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から3百万円削減した。 生産設備及び生産設備以外の保守・修理等に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている36件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であったことから、調達の合理化を図るため、随意契約を締結した。 契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から8百万円削減した。 <p>(更なる合理的な契約方式への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる調達の合理化を図るため、公募を実施しても複数年度にわたり一者応募となっている案件(1件)に関し、公募を実施せず随意契約へ移行するための要件を、合理化計画における随意契約に係る取組事項に基づき整理した。当 	<p>約方式に変更した原材料の購入等において各契約案件の当初提示額に対し、価格交渉を行い単価の削減を図り(合計63百万円)、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証をした上で、改善を図ったことは、リスクの低減を図るとともに、契約事務の適正化の推進に寄与したものと認められる。</p> <p>一者応募・応募の削減に取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>業務効率化等の視点に立ち、業務フロー等の分析を行い、情報漏えいの発生防止を強化した上で、民間への業務委託を検討・実施している。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>
---	--	-----------------------------------	---	---

			<p>該要件に基づく随意契約への移行については、契約監視委員会において審議を受け、了承された。</p> <p>(原材料等に係る技術審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術審査を実施している原材料等について、調達先を拡大するため、技術審査に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。 <p>(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 合理化委員会において、①競争性のない随意契約、一者応札・応募となった契約全件(5月)、②新規の随意契約及び2か年度連続して一者応札・応募となった契約全件(11月)について点検し、その結果を契約監視委員会に諮った(6月・12月)。以上の点検、審議において意見具申等はなかった。 合理化委員会において、新規の随意契約案件について事前点検を受け、了承された(5月:3件・9月:1件)。 契約実務担当者及び契約実務担当部門の管理監督者として必要な知識・技能の付与を目的とした研修を実施した(6月・10月)。さらに、契約実務担当部門の管理監督者に対しては、リスクマネジメント意識の向上に関する研修を実施した(10月)。 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについては、現行のリスクマネジメントが有効的かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約事務フロー点検実施結果」として取りまとめた(平成30年3月)。 <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募に係る取組として、一般競争入札等における入札参加申込期間の十分な確保、仕様書の見直し、競争参加資格の拡大等、競争性、透明性の確保を図った結果、前回一者応札・応募であった21件の契約が二者以上の応札・応募となった。 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した(3件)。 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで、契約発注見通しを公表した(6月:201件、11月:252件)。また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。 	<p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--------------------------------	--

			<p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p> <p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p> <p>○民間への業務委託の検討</p>	<p>ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施 競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められた契約はなかった（6月・12月）。 なお、審議概要については速やかにホームページで公表した（7月・平成30年1月）。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応 （イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、「平成29年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定し、ホームページで公表した（9月）。また、「ここから調達サイト」等を活用して、新規中小企業者との契約に努めるなど、中小企業者からの受注の機会の増大に取り組んでおり、調達件数及び金額は5,743件、6,026百万円となった。</p> <p>（ロ）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、「平成29年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページで公表した（5月）。また、障害者就労施設等から物品等の調達が可能と思われる案件について、調達の推進を図っており、調達件数及び金額は、41件、8百万円（うち、一般競争入札1件、2百万円）となった（参考指標 平成28年度：38件、5百万円（うち、一般競争入札1件、1百万円））。</p> <p>（ハ）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法に基づく対応 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づき母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んでおり、調達件数及び金額は2件、28千円となった。</p> <p>③ 民間への業務委託の検討 通知カードの製造に係る業務委託に当たっては、作業マニュアル</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>の遵守を含めた工程管理を徹底するため、逐次、委託業者へ指導を行った。また、10月からの委託業者の変更に伴い、情報漏えい防止等のセキュリティを確保するため、事前に委託先へ赴き製造体制、業務内容等の点検を行い、適正であることを確認した（9月）。</p> <p>また、グラビア凹版印刷に使用する版面の原材料について、製造元が生産を中止したことから、当該原材料の入手が困難となった。そのため、品質及びセキュリティ確保に配慮の上、代替方法による当該製版工程の外注化について検討を行い、民間への業務委託を行った（平成30年1月）。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制	前年度以下		6,240 百万円	6,278 百万円	6,543 百万円				
経常収支率	100%以上		105%	110%	106%			事業計画は 105%以上	
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%		100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>平成 29 年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業</p>	<p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p>	<p>① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>イ 予算、収支計画及び資金計画の策定</p> <p>業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。当該計画に基づく事業活動の結果、発生した営業利益は 3,676 百万円となった。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。</p> <p>ロ 原価管理の徹底等</p> <p>原価管理の徹底については、原価管理システムを用いて、月次及び年次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。また、平成 30 年度事業計画策定時に、事業別の損益情報を作成するなど、銀行券等事業と官報等事業の事業別収支の的確な把握・管理を行った。</p> <p>コスト削減の取組については、原価情報を迅速かつ正確に把握し、原価差異発生状況及び発生要因の分析を行った。また、四半期ごとに関係部門に対し損益状況に関する研修を実施する</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>業務の確実な実施や業務の効率化等を踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿って、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。</p> <p>販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）のうち、ベースアップや賞与支給月数の増加等による影響額（109 百万円）を控除した額（6,434 百万円）は、平成 28 年度実績額（6,278 百万円）を上回っている。これは、再任用フルタイム職員を除く常勤職員数（期首人員）が 5 人減少したことにより人件費の減少があった一方で、</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。</p> <p>法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>月次及び年次の原価計算を確実に実施し、原価差異の発生状況や要因分析を行った上で必要に応じた改善策を講じているなど、積極的な経費削減に取り組んでいる。</p> <p>平成 29 年度は統合業務システムの更新年であったことや官報業務プロセスの更なる改善を目的とした外部調査委託費用が生じたことにより、再任用フルタイム職員の増加等の外的要因を考慮した販売費及び一般管理費は 102%と削減目標を僅かに上回ったも</p>	

<p>支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に進めます。</p> <p>なお、「経常収支率」は、105%を見込みます。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」については、効率的な使用に取り組みます。さらに、広告宣伝費及び運送費以外の「販売費及び一般管理費」については、前年度以下に抑制するよう取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独</p>	<p>○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告宣伝費、②運送費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）</p> <p>●販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制</p> <p>●経常収支率（100%以上）</p> <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）</p>	<p>とともに、中央技術系研修において若年層・中堅職員に対し原価に関する講義を行い、原価管理に関する知識の付与に努めた。これらを踏まえ、製造計画等に関する本局・工場間の会議を通じてコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造の実施等に取り組み、費用の削減に努めた。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>行政執行法人化に伴い整備した予算執行に係る管理方法を適切に実施した。具体的には、各工場等に対し、設備投資に関して投資の時期や金額の見直しが生じた際の手続を指導するなど、予算の執行段階においても財務面に及ぼす影響を精査し、支出予算の執行管理を徹底した。また、収入予算についても、事前に検証・確認することを徹底し、健全な財務基盤の強化を図った。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業が105%、官報等事業が111%となった。</p> <p>販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、広告宣伝費、運送費を含む各費用について、必要性の精査・調整を行うなど、その効率的な執行に努めた。</p> <p>販売費及び一般管理費（広告宣伝費、運送費及び研究開発費を除く）は、人件費が増加等したことにより、6,543百万円となり、平成28年度実績額（6,278百万円）を上回った。</p> <p>これは、人員の削減（再任用フルタイム職員を除く常勤職員数（期首人員）5人減少）を実施した一方で、（イ）独立行政法人通則法第57条に基づき決定した給与等（ベースアップ及び賞与支給月数）の増加、（ロ）再任用フルタイム職員数の増加による人件費の増加や、官報製造ワークフローに関する調査を実施したことなどによるものである。</p> <p>なお、（イ）及び（ロ）の人件費の増加による影響額109百万円を控除した場合の当該費用は6,434百万円となる。</p> <p>経常収支率は、旅券冊子に係る売上高の増加等により、106%となった。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>平成28年度の財務諸表について、財務大臣の承認（6月30日）を経て、遅滞なく、ホームページにおいて公表する（7月3日）とともに、官報において公表した（8月4日）。また、独立行政法人通則法に基づき、民間企業と同等の財務内容の情報開示を行っ</p>	<p>官報製造ワークフローに関する調査を実施したことなどによるものである。</p> <p>なお、採算性の確保を示す経常収支率は、旅券冊子に係る売上高の増加等により、年度目標の100%以上及び事業計画での見込み105%に対し106%と上回っており、指標を達成している。</p> <p>独立行政法人通則法に基づく情報開示については適切に対応していると認められる。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、販売費及び一般管理費が平成28年度実績額を上回ったものの、それ以外の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>の、経常収支率は106%と目標値の100%を上回っており、採算性の確保は図られていると認められる。特に、事業別収支における官報等事業の収支率は111%となっている。</p> <p>また、法令に基づく財務内容にかかる情報開示についても、適時適切に実施されていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	--	---	--	---	---

	立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。		た。		
--	--	--	----	--	--

4. その他参考情報

平成 29 年度の当期純利益は 3,464 百万円（対計画比 183 百万円増）となった。その主な増加要因は、旅券冊子の納入数量が増加したこと等により売上高が増加したものである。なお、国立印刷局は、運営費交付金等を受領せず、独立採算による運営を行っている。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	コメント
	IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。	評定	—

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 平成29年度においては、淀橋宿舎については、現物を国庫納付します。		淀橋宿舎については、9月29日に現物を国庫納付した。	<p><評定と根拠> 評定：B 淀橋宿舎については、現物による国庫納付を行っている。</p> <p>以上のことから、「不要財産の処分」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	評定 B	<p><評価の視点> 不要財産について、適切な処分が行われたか。</p> <p><評価に至った理由> 不要財産については、計画どおり適切に国庫納付されており、事業計画における所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。</p>

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	—
	VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。	評定	—

4. その他参考情報
特になし

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。</p> <p>国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえ、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 「独立行政法人の</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. ガバナンス強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえ、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制等を適切に運用し、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組 内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等</p>	<p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p> <p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p>	<p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>イ 内部統制の推進 業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用し、改善の必要が認められるものについては、見直しを行うなど、PDCAサイクルを機能させることにより内部統制の推進に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、本局の内部統制推進委員会において、平成 28 年度業務実績に関する自己評価、平成 29 年度事業計画の進捗状況、平成 30 年度事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じて、各機関における内部統制や課題への取組状況等を確認した。 各機関の幹部職員を対象に内部統制の重要性等に関する研修を実施した(9月)。また、各種研修の機会を捉えて、内部統制の推進について教育を行った。 <p>ロ 内部監査の実施 国立印刷局の経営諸活動の全体にわたる管理及び運営の状況について、内部統制の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の観点から、監査事項を選定し、内部監査を実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価: B 内部統制に係る取組については、業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を着実に実施している。</p> <p>内部監査については、選定した監査事項について、計画どおり監査を実施することにより、モニタリング機能を果たしている。</p> <p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点> 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。</p> <p><評価に至った理由> 理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、業務実績や足下の進捗状況など内部統制に係る重要事項を審議していることに加え、理事長や各理事は各種会議等の開催機会を捉えて各機関における内部統制状況や把握された課題への取組状況等を確認するなど、適正性の確保に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>また、内部監査については、監査計画に基づき適切に監査を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

<p>業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。</p>	<p>を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。</p>				
--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件		0件	0件	0件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上	○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	(2) コンプライアンスの確保 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ。また、改善の必要が認められるものについては、見直しを行うなど、PDCAサイクルを機能させることによりコンプライアンスの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 計画の内容、平成28年度コンプライアンスに関する職員意識調査結果等について、各機関を巡回し管理監督者を対象とした説明会を実施した（6月）。 ・ コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会及びコンプライアンス・マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポスターを作成し各職場に掲示した（7月）。 ・ 各種階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を行った（採用時研修、監督者研修、管理者研修等6研修、計11回実施）。 ・ 各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官等）に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与するため、外部講師によるコンプライアンス推進実務研修を実施した（5月）。 ・ コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」（毎月）及びコンプライアンスに関する研修用資料等（四	<評価と根拠> 評価：B コンプライアンスの確保については、コンプライアンス週間を設定し、講演会や職場内ミーティングを実施するなど計画の着実な実施に取り組んでいる。また、意識調査や座談会など、工夫を凝らし、継続的に職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んでいる。 以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の	評価 B <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 <評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、各機関の管理監督者を対象とした巡回説明会の実施や各種階層別研修における講義、コンプライアンスに関する職員意識調査の実施など、職員のコンプライアンス意識の向上が図られるよう積極的に取り組んでいる。 なお、平成 29 年度において業務上の不正・不法行為等による重大事象は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると	

	<p>の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には的確に対応します。</p>	<p>● 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数 (0件)</p>	<p>半期ごと)を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「内部通報窓口」について、各機関への巡回説明会やコンプライアンス便りへの掲載等を通じて、窓口設置の趣旨、連絡先等について職員への周知徹底を図った。 コンプライアンスに関する職員への意識付け、取組の効果の把握及び次年度以降の施策立案の基礎とするため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施した(11月)。 リスク・コンプライアンス統括責任者と機関の代表者との間において、コンプライアンス座談会を実施した(小田原:12月)。 <p>業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生はなかった。</p>	<p>目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	--	---	---	---------------------------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定及び見直し	有				有			
防災訓練計画の策定の有無	有		有	有	有			
防災訓練の確実な実施	100%		100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。 ② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図るとと	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価した上で、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組みます。 リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。 ② 地震などの大規模災	●リスクマップ等の策定及び見直し ○リスクマネジメントの強化の取組	(3) リスクマネジメントの強化 ① リスク管理の取組 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては、国立印刷局全体で管理を行うこととして、リスク毎に発生防止又は発生時の被害低減に向けたリスクマネジメント実行計画を作成し、リスク・コンプライアンス委員会で審議を行った(9月)。また、リスク・コンプライアンス委員会において、当該潜在リスクに対するリスク軽減策の実施状況についてモニタリングを行い、状況に応じて実行計画の更新を行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。 ・ 業務プロセスにおいて、製品の印刷誤りや調達に至るまでの手続等について関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められた。これらの事象を受けて、製造過程における指示の方法や調達手続の手順等について見直しを行い、管理方法の強化及び指導・教育の徹底を図った。 ・ リスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理	<評価と根拠> 評価: B 部門ごとに潜在するリスクの把握、評価を行い、特に重大な潜在リスクについては国立印刷局全体で管理を行うこととし、発生防止又は被害低減に向けたリスクマネジメント実行計画を作成し、的確なリスク管理に取り組んでいる。 業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められたことから、製造過程における指示の方法や調達手続の手順等について見直しを行い、管理方法の強	評価: B <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。 <評価に至った理由> 内部リスクマネジメントの強化を図るため、総務担当理事を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、把握されたリスク毎に発生防止策や被害低減策の審議を行った上でモニタリングを実施しているとともに、必要に応じてリスクマネジメント実行計画の更新も実施している。 平成29年度に顕在化した業務プロセスの一部不具合については、外部への影響が発生しておらず、また業務プロセスの改善措置も実施されているところである

<p>もに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>●防災訓練計画の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施（対計画 100%）</p> <p>○BCMの適切な運用</p>	<p>及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施並びに各機関における情報共有を行うなど確実に対応した。</p> <p>② 防災管理の取組</p> <p>イ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関において防災週間の取組に関する防災訓練計画を策定した。当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応、避難、安否確認、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。 各機関において、秋季火災予防運動週間（11月）等の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練、AED取扱講習等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した。 <p>さらに、本局においては、入居施設である共同通信会館が主催する合同防災訓練に参加した（11～12月）。</p> <p>ロ 事業継続マネジメントの運用状況</p> <p>国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメント（以下「BCM」という。）の推進体制の下、国立印刷局事業継続計画（以下「BCP」という。）等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の確認・報告に係るBCP訓練を実施した（9月）。 本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓練を実施した（9月）。 本局及び各工場において、BCPに関する職員教育を実施した（9月～平成30年3月）。 教育・訓練の実施結果を踏まえ、BCPの点検及び必要な見直しを行う（平成30年3月）など、PDCAサイクルを確実に機能させた。 	<p>化や指導・教育の徹底に取り組んでいる。</p> <p>リスク事案発生時には、速やかに対応するとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。</p> <p>防災週間において、各種防災訓練（延べ107件）を実施し、多数の職員が参加するなど（延べ9,417人）、職員の防災意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなど、BCMの適切な運用を図っている。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められたことから、製造過程における指示の方法や調達手続の手順等について、管理方法の強化や指導・教育の徹底を図る必要がある。</p>	<p>が、改善策の実効性が担保されるよう、フォローアップ等に努められたい。</p> <p>防災訓練については、策定した防災訓練計画に基づき各種訓練を確実に実施している。また、事業継続マネジメントについても、BCPに関する職員教育や内閣府と連動した緊急官報製造訓練などの各種訓練を実施したほか、これらの訓練結果を踏まえた見直しも随時行っており、PDCAサイクルを適切に機能させている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人が自ら課題としており、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められたことから、製造過程における指示の方法や調達手続きの手順等について、管理方法の強化や指導・教育の徹底を図られたい。</p>
-------------------------------	---	---	---	---	---

4. その他参考情報

特になし

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	0件				0件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。</p>	<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、研修を通じて職員へ制度内容等の周知徹底を図るとともに関係規程に基づく点検等を行うことにより、個人情報の漏えいを防止します。また、保有</p>	<p>○個人情報保護及び情報公開への確実な取組</p> <p>●個人情報漏えいの発生件数(0件)</p>	<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組</p> <p>イ 研修等の確実な実施</p> <p>保有個人情報及び情報公開の前提となる法人文書の適切な管理を目的として、制度内容、対応方法を内容とする各機関総務担当者を対象とした文書実務研修(6月)、各機関の管理者を対象とした研修(9月)を実施した。</p> <p>保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、関係規程に基づく自主点検を実施(9月～11月)し、改善が必要なものについては、見直しを行った。</p> <p>なお、個人情報漏えいの発生はなかった。</p> <p>ロ 開示請求等への確実な対応</p> <p>1件の保有個人情報開示請求(平成28年度:0件)及び6件の情報公開請求(平成28年度:4件)について、個人情報保護及び情報公開に係る関係規程に基づき開示決定等を行った。</p>	<p><評定と根拠>評定:B</p> <p>職員への制度内容の周知徹底、情報公開請求に対する適時の対応並びに保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、研修等を実施し、個人情報の漏えい防止等に取り組んでいる。</p> <p>保有個人情報開示請求及び情報公開請求に対しては、法定の期限を遵守し、適切に開示決定等を行っている。</p> <p>以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>個人情報保護及び情報公開について、確実に対応したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>保有個人情報及び情報公開の前提となる法人文書の適切な管理のため、各機関の管理者および総務担当者に対し研修を行ったほか、関係規定に基づく自主点検も着実にしている。なお、個人情報の漏えいは発生していない。</p> <p>また、情報公開請求等に対しては、法定期限内に適切に開示決定等を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

		個人情報の開示請求や情報公開請求等に確実に対応します。			踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	-----------------------------	--	--	---------------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有			有	有			
情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数	0件		0件	0件	0件			
情報セキュリティ教育の実施	100%		100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
(5) 情報セキュリティの確保 「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」(平成28年8月31日付サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大リスクを発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則した情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用や、情報セキュリティに関する計画を策定し、当該計画に基づく取組を行	●情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営	(5) 情報セキュリティの確保 イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等、情報セキュリティの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 情報セキュリティ対策推進計画を策定(4月)するとともに、情報セキュリティ確保に関する規則等の改正に伴う関連規程の整備を行った(平成30年3月)。 ・ 平成25年度に設置したPOC(注1)及びCSIRT(注2)の円滑な運用を図るため、毎月1回CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。 ・ 内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス及びURLの遮断を実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェアに対する更新プログラムを適用することにより、国立印刷局ネットワークシステムに係る情報セキュリティの確保を図った。 ・ 国立印刷局の情報システムのハード・ソフトの保守等に係る委託	<評価と根拠> 評価: B 情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ確保に関するCSIRTの運用等の各種取組や、システムのぜい弱性検査等の情報セキュリティ対策を着実に実施し、国立印刷局内部からの情報漏えい及び外部からの不正アクセス等に起因するセキュリティ事故の発生防止に取り組んでいる。 情報セキュリティ対策教育実施計画に基づき情報セキュリティ教育を着実に実施し、職員の意識向上に向けて取り組んで	評価 B <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティ対策推進計画を策定するとともに、関連規定の改正整備を確実に実施している。 CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を毎月開催しているほか、委託及び再委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況の把握にあたっては一部現地確認を実施しているなど、情報セキュリティの確保に向けた積極的な取組が行われている。また、外部専門家を活用した脆弱性検査や各種研修等の教育も着実に実施されている。	

	<p>うとともに、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組みます。また、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムのぜい弱性検査を実施する等の取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ教育に関する実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>	<p>●情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数（0件）</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大リスク発生時の的確な対応</p> <p>※「重大リスク」とは、情報シ</p>	<p>業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するとともに、一部の委託業者に対しては、事業所での現地確認を実施した結果、再委託業者を含め全ての委託業者について、適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを確認した（7月～平成30年3月）。</p> <p>（注1）POC（Point of Contact） インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口</p> <p>（注2）CSIRT（Computer Security Incident Response Team） 組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復旧等を円滑に行うための体制</p> <p>ロ 情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生防止及び発生時の的確な対応</p> <p>重大リスクの発生防止を図るため、システムのぜい弱性検査を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に着実に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ遵守事項に係る自己点検については、全職員を対象とした点検（10月～11月）並びにシステム利用管理者及び責任者を対象とした点検（12月～平成30年2月）を実施した。 ・ 国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対する、ぜい弱性検査を実施した（12月～平成30年2月）。 ・ サイバー攻撃等のインシデント事案への的確な対応を図るため、CSIRTを対象に、インシデント発生想定訓練を実施した（平成30年3月）。さらに、インターネットメール利用者を対象に、標的型メール攻撃対応訓練を実施した（平成30年3月）。 <p>以上の点検、検査、訓練を実施し、改善が必要なものについては見直しを行うこととするなど、PDCAサイクルを機能させることで、情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ。</p> <p>なお、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生はなかった。</p> <p>ハ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該計画に基づき、次の教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員に対する教育（4月） ・ 係長相当職以上の役職員に対する情報セキュリティ講話（10月～12月） ・ 国立印刷局ネットワークパソコンの全利用者に対するeラーニング（12月～平成30年1月） ・ 情報システム利用管理者による利用部門内教育（10月～平成30 	<p>いる。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>これらの着実な取組の結果、情報セキュリティにかかる重大リスクは生じていない。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	--	---	--	---	---

		<p>システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p> <p>●情報セキュリティ教育の実施 (対計画100%)</p>	<p>年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LAN管理者・LAN推進員研修受講者に対する研修(11月) ・ ITトレーナー研修受講者に対する研修(平成30年2月・平成30年3月) 		
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、外部委託警備の導入などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。	(6) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、外部委託警備の導入や機械警備の強化などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。	○警備に関する計画の着実な実施及び見直し ○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応	(6) 警備体制の維持・強化 警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、研究所及び工場に外部委託警備を導入した(4月)。 機械警備の強化については、警備に関する計画に基づき、順次、囲障改修等に着手した。 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を図るため、各工場において、構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練を実施し、その結果を踏まえ、防犯対応マニュアルの見直しを行った(机上訓練:7~9月、実技訓練:11~12月、マニュアルの見直し:平成30年1月~平成30年2月)。	<評定と根拠>評定:B 外部委託警備を導入し、警備体制を強化したことにより抑止力を発揮し、構内への不法侵入等の防止に取り組んでいる。 構内への不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓練の実施、防犯対応マニュアルの見直しを行い、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図っている。 以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏	評定 B	<評価の視点> 警備に関する計画を策定し、警備体制の維持・強化が図られたか。 <評価に至った理由> 警備に関する計画に基づき、研究所及び工場に外部委託警備を本格導入したほか、囲障の改修に着手するなど不法侵入等に対する抑止力の強化を図っている。 また、突発的な事件事故に備えたシミュレーション訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえて防犯対応マニュアルの見直しを行っており、対応力の強化を図っている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

					まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--

4. その他参考情報						
特になし。						

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修計画の策定の有無	有		有	有	有	/	/	
研修計画の確実な実施	100%		100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実に人材の確保に努めるとともに、適材適所の人事配置、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>質の高い人材を確保するための採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等に取り組めます。</p> <p>業務の遂行に係る成果の一層の発現を図るため、一般の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(平成6年法律第33号)の改正の趣旨を踏まえ、平成28年度に実施した本局の勤務形態の見直しに続き、研究所の勤務形態について</p>	<p>○計画的かつ着実な人材確保</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>(1) 計画的かつ着実な人材確保等</p> <p>限られた人的資源で業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として平成27年度に策定した国立印刷局人事管理運営方針(以下「人事管理運営方針」という。)に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用選考活動時期については、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針を踏まえ、採用に係る広報活動は平成29年3月以降、選考試験は6月以降に実施した。 ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用、合同説明会への参加を通して広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 女性の積極的な採用を推進するため、企業説明会(全10回)のうち2回については、女性を対象とした説明会を開催し、その結果、88名が参加した。 平成30年度卒業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学や民間企業等の情報収集に努めた。また、平成31年度期首に向けた有為な人材の確保を図るため、採用活 	<p><評定と根拠>評定：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めている。また、政府等の指針に沿った採用選考活動を行っている。</p> <p>障害者雇用については、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、当局の業務への理解を深めてもらうために工場見学を行っている。また、採用試験においては障害の程度を考慮した方法で採用選考を実施している。</p> <p>「勤務時間申告制(フレックスタイム制)」については、多様で柔軟な働き方を求める職員に有</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。</p> <p>計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>多様で有為な人材を確保するため就職情報サイトの活用や合同説明会へ参加したほか、女性職員の採用を促進する観点から女性を対象とした説明会を実施している。また、人事配置に際しては、適材適所が図られるよう、引き続き全職員に対して勤務希望調査を行うとともに上司との面談を行っており、キャリア形成を踏まえた人事ローテーションを実施している。</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画において設定した男性職員の育児休業取得割合及び採用者に占める女性割合、管理的地位にある</p>	

<p>な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>見直しを行います。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより一層の資質向上を図るための研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動</p>	<p>動等の検討を行い、企業説明会の開催や合同説明会に参加した。</p> <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の育成、モチベーションの向上等を考慮しつつ、採用年次や採用区分にとらわれることなく、能力及び実績に基づく人事配置を行った。 勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うことにより、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、適材適所の人事配置を行った。 必要な技術・技能の確実な継承に留意しながら、中堅・若手職員を中心に幅広い職務経験を積ませるよう努めるなど、キャリア形成を踏まえた適切な人事ローテーションを行った。 <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、当局の業務に対する理解を深めてもらうため、将来、就職を目指す障害者を対象とした工場見学を実施した。</p> <p>また、採用試験においては、聴覚障害者面接時に手話通訳を実施した（障害者雇用率 2.7%、参考：法定雇用率 2.3%）。</p> <p>ニ 勤務形態の見直し等</p> <p>政府が進めている「働き方改革」や「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成 6 年法律第 33 号）の改正の趣旨を踏まえ、ワークライフバランスを推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き方が可能となるよう研究所において「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」を導入した（4 月。本局においては平成 28 年度に実施済）。</p> <p>政府が進めている「働き方改革」の動向について情報収集を行うとともに、子育てと仕事の両立を支援し、男性職員の育児休業取得推進を図るため、対象職員及び当該職員の上司に対して個別に制度説明を行い、制度利用の推進に努めた。</p> <p>この結果、男性職員の育児休業取得率は、国立印刷局一般事業主行動計画（国立印刷局子育て支援プログラム）において設定した目標（13%）を上回る 38%となった。</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>国立印刷局一般事業主行動計画（女性の活躍の推進）において設定した目標（採用者に占める女性の割合 30%以上）の達成に向けて採用活動を進め、平成 30 年 4 月 1 日付け新規採用者 106 名に占める女性の割合は、37%（39 名）となった。</p> <p>同計画において設定した目標（管理的地位にある女性職員の割合</p>	<p>効活用されており、ワークライフバランスが推進されている。</p> <p>男性職員の育児休業の取得推進を図っており、国立印刷局一般事業主行動計画の目標である 13%を上回る実績を得ている。</p> <p>女性職員の活躍を推進するため、女性の積極的な採用や管理監督者への登用を見据えた人事配置に努めるとともに、限られた人的資源を活用し、適材適所の人事配置に努めている。</p> <p>研修については、計画に基づき各種研修を着実に実施し、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上を図っている。その結果、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p> <p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、「B」と評価する。</p>	<p>女性職員割合に関する目標については、いずれも達成している。また、策定した職員研修方針及び中央研修計画に基づき、全ての研修についても確実に実施している。</p> <p>なお、本年度においても優れた創意工夫が認められ「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与された点は高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
---	--	---	--	--	--

		<p>計画の確実な実施</p> <p>● 研修計画の策定の有無</p> <p>● 研修計画の確実な実施（対計画100%）</p> <p>○ 職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p>	<p>3.4%)を踏まえて、管理的地位への登用候補者となり得る人材の発掘、育成等を行った結果、平成30年4月1日現在における管理的地位にある女性職員の割合は、3.8%となった。</p> <p>(2) 研修計画の策定等</p> <p>「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）を策定（平成29年3月）し、当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目指した階層別研修、ものづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修並びに専門知識・技術の付与及び技術・技能の向上や習得を目的とした職種別研修について、計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場等の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内外の大学及び企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数73件全てを実施した。</p> <p>業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動については、各機関においてサークル活動等を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った（10月）。</p> <p>優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注）を授与された（4月）。</p> <p>(注) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	--	-----------------------------------	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>平成29年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資計画の策定、個別案件の実施、設備投資の進捗状況等を審議し、理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会（12回開催）等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況の全体集約を行い、内容を精査の上、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において確認する（5月・9月・11月・平成30年2月）とともに、入札不調等への対策を着実に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>設備投資の進捗状況等を定期的に確認するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>設備投資における計画と実績の差額（△1,279百万円）の要因は、冷凍機更新において低入札価格に対する必要な調査を実施したこと等による受入年度の変更（△623）や、競争入札による差額等（△655）である。</p> <p>なお、資本装備率（注）は、設備更新による効率化や効果的な人員配置により、14.2百万円となり、過去5年間平均実績13.9百万円を上回った。</p> <p>（注）資本装備率 資本装備率＝償却対象有形固定資産簿価（期末）÷常勤職員数（次年度期首）</p> <p>通常、企業の生産性は、労働者</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>設備投資については設備投資計画を策定した上で、実行に際しては設備投資委員会において進捗状況の確認や投資の費用対効果等を検証するとともに、必要に応じて計画内容の見直しが行われており、PDCAサイクルが適切に機能している。</p> <p>設備投資の更新時期を見直したこと及び契約差金等により、平成29年度の設備投資計画の実績は8,951百万円と計画額に比べ1,279百万円減少しているが、これは計画の実行段階において投資内容を精査及び検証した結果であり、効果的な投資が行われていると認められる。</p>		

			<p>ハ 設備投資計画に対する実績</p> <p>設備投資額は、受入時期の見直し等により、8,951 百万円となり、計画額 10,230 百万円に比べて 1,279 百万円下回った。</p> <p>なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1202 405 1878 915"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すき入材料室新築</td> <td>岡山工場</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>抄紙機制御部</td> <td>岡山工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>プレート製版設備</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券特殊印刷機</td> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>諸証券用特殊印刷機</td> <td>王子工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>官報配信システム</td> <td>東京工場</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備に関する計画及び実績については、別表のとおりである。</p> <p>(2) 平成 30 年度設備投資計画の策定</p> <p>平成 30 年度設備投資計画については、中期設備投資計画を基本に、平成 29 年度設備投資計画の進捗状況等を踏まえ、投資の必要性、仕様の適切性、価格の妥当性、費用対効果並びに今後のキャッシュ・フロー及び損益に与える影響を検証し策定した。</p>	件名	機関	台数	すき入材料室新築	岡山工場	1 式	抄紙機制御部	岡山工場	1 台	プレート製版設備	東京工場	1 台	銀行券印刷機	東京工場	1 台	小田原工場	1 台	銀行券特殊印刷機	静岡工場	1 台	彦根工場	1 台	銀行券検査仕上機	東京工場	1 台	諸証券用特殊印刷機	王子工場	1 台	官報配信システム	東京工場	1 式	<p>一人当たりの付加価値額を示す「労働生産性」で測られるが、銀行券や旅券などの公共的な製品については、市場での付加価値額の測定が不可能であるため、代替として「資本装備率」に着目している。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
件名	機関	台数																																		
すき入材料室新築	岡山工場	1 式																																		
抄紙機制御部	岡山工場	1 台																																		
プレート製版設備	東京工場	1 台																																		
銀行券印刷機	東京工場	1 台																																		
	小田原工場	1 台																																		
銀行券特殊印刷機	静岡工場	1 台																																		
	彦根工場	1 台																																		
銀行券検査仕上機	東京工場	1 台																																		
諸証券用特殊印刷機	王子工場	1 台																																		
官報配信システム	東京工場	1 式																																		

4. その他参考情報

平成 29 年度の施設及び設備に関する計画については、銀行券印刷機、銀行券特殊印刷機、官報配信システムなど、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、冷凍機更新において低入札価格に対する必要な調査を実施したこと等による受入年度の変更や、競争入札による差額等が要因で、事業計画に対して 1,279 百万円下回ったものの、設備投資の進捗状況を踏まえ、計画段階や実施段階等での精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
淀橋宿舎の国庫納付					○			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 淀橋宿舎については、平成29年度中に速やかに国庫納付を行う。</p> <p>② その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 平成29年度においては、淀橋宿舎について、現物を国庫納付します。</p> <p>② その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>● 淀橋宿舎の国庫納付</p> <p>○ その他の保有資産についての平成29年度以降の廃止等に向けた検討の推進</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 不要財産の国庫納付 淀橋宿舎については、9月29日に現物による国庫納付を行った。</p> <p>② その他の保有資産の見直し イ 宿舎の見直し 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」(平成25年度から29年度までの5か年計画、平成24年4月1日時点の設置戸数1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする。)に基づき、取組を進めた結果、29年度に廃止した宿舎(210戸)をもって削減目標(356戸の削減)を達成した。 老朽化対策、維持管理業務の効率化及び緊急参集要員の確実な確保を図るため、都内に点在する宿舎の集約化に向けた宿舎建設に係る国立印刷局宿舎整備事業の事業手法について検討を行った。 その結果を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づくPFI手法を用いた新宿舎の整備計画を取りまとめた(平成30年1月)。</p> <p>ロ その他の保有資産の見直し 集水路管理用地(小田原工場敷地の一部)については、資産の</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 淀橋宿舎については、現物による国庫納付を行っている。 国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、職員宿舎の廃止に向け、入居者と調整を重ねるなど取組を着実に進め、平成29年度末までの削減目標(356戸の削減)を達成している。 その他の保有資産については、集水路管理用地(小田原工場敷地の一部)について、平成30年度に無償譲渡することとして関係部局と協議を進めている。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点> 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。</p> <p><評価に至った理由> 国立印刷局宿舎見直し計画に掲げた宿舎の削減目標は、本年度に淀橋宿舎を現物納付するとともに地方宿舎等の廃止をしたことにより、全て完了している。 また、小田原工場敷地の一部である集水路管理用地の処分に向けては、平成30年度に小田原市へ無償譲渡する方向で関係機関と順次協議を進めているなど、保有資産の見直しに向けた取組を着実に実施している。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>	

				<p>処分に向けて小田原市等との協議を進めた。平成 30 年度において、小田原市に無償譲渡することとしている。</p>	<p>成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有		有	有	有			
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る		100%	100%	100%			
重大な労働災害の発生件数	0件		0件	0件	0件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組み</p>	<p>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>●職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成 29 年 3 月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は 100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令の遵守等の取組状況</p> <p>安全衛生業務に関する法令等の改正内容について、改正の都度、本局から各機関に周知（9 月・平成 30 年 1 月）を行い、所要の対応を図った。</p> <p>各機関においては、危険・有害要因の排除の取組として化学物質管理実施要領に基づく点検・確認を実施し、安全衛生関係法令の遵守状況を確認した結果、法令違反はなかった。</p> <p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施（4 月）するとともに、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（6 月～8 月）し、必要な知識と安全動作の習得に資</p>	<p><評定と根拠>評定：B</p> <p>計画に基づき、法令遵守の取組や安全衛生教育の実施などに確実に取り組んでいる。</p> <p>また、全国安全週間等の取組を実施するとともに、安全作業基準の遵守や作業手順書の読み合わせ、リスクアセスメントの実施を推進しており、重大な労働災害は発生していない。</p> <p>なお、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づき、労働基準監督署に対して遅滞なく報告が必要な休業 4 日以上 の労働災害の千人率（注 4）は、0.22 となっている（平</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、計画に基づき法令等改正の都度その内容を周知したほか、職長教育や過去の労働災害事例を活用した安全教育など各種の安全衛生教育に取り組んでいる。</p> <p>また、リスクアセスメントにより職場の危険・有害要因の排除に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生点検の実施に加え、危険予知訓練及び衛生点検も実施している。更に、新規設備の導入に際しては安全作業基準を設定しているほか、既存設備に対しても作業基準の見直しを随時実施している。</p>

	<p>ます。</p>		<p>する安全教育を繰り返し実施した。</p> <p>労働災害発生状況の分析結果等を踏まえ、労働災害防止の取組を強化するため、各機関において経験年数3年未満の職員に対し、職場の管理監督者による過去の災害事例等を活用した安全教育を実施するとともに、各職場において安全作業基準書の読み合わせ確認を行い、災害に対する感受性を高める取組を実施した（8月）。</p> <p>各機関において同種類似災害防止に向けた注意喚起を始め、年末年始における機械等の保守・点検作業に対する労働災害防止に向けた取組を強化した（12月）。また、年度末及び新年度に向けた安全対策の強化として、作業手順を確認するなど作業前ミーティングの実施を徹底した（平成30年3月）。</p> <p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント（注1）については、労働安全衛生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施しており、健康被害の発生はなかった。 <p>（注1） 化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生点検（注2）の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、危険感受性の向上を図るため、体感機を活用した安全体感研修を各機関において実施するとともに、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント研修を実施した。全国労働衛生週間（10月）の取組として衛生点検（注3）を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った。また、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間（平成30年2月）においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した。 ・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準の再確認を実施し、45件の見直しを行った。 <p>（注2） 安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p>	<p>成28年度：印刷・製本業1.2、パルプ・製紙業：3.4 [出典：厚生労働省ホームページ]）。</p> <p>（注4） 労働者1,000人当たりの1年間に発生した死傷者数</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>これらの取組を着実に実施した結果、重大な労働災害は発生しなかった。</p> <p>以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。</p>
--	------------	--	---	--	--

			<p>●重大な労働災害の発生件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<p>(注3) 衛生点検 各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検</p> <p>ホ 労働災害の発生状況 計画等に基づき各種取組を確実に実施しており、重大な労働災害の発生はなかったが、休業4日以上労働災害1件（警備業務における左アキレス腱の負傷）が発生した。 当該労働災害については、発生した工場において、発生状況、発生原因、再発防止策について安全衛生委員会で審議したほか、発生した職場においては、安全ミーティングや危険予知教育を実施するなど、労働災害の再発防止に取り組んだ。 なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有		有	有	有			
定期健康診断の受診率	100%		100%	100%	100%			
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る		100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実	●健康管理に資する計画の策定の有無 ●定期健康診断の受診率(100%) ●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	(2) 健康管理の充実 国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(平成29年3月)し、当該計画に基づき、ストレスチェックの実施等の重点実施事項に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 一般定期健康診断については、対象者4,475名が受診した(受診率100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特別健康診断(年2回)については、対象者延べ4,439名が受診した(受診率100%)。 ロ 健康指導等の実施状況 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特別健康診断の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した(実施率100%)。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した(実施率100%)。	<評価と根拠> 評価: B 健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施するとともに、産業医及び保健師による有所見者への健康指導・教育についても確実に実施している。 計画に基づきストレスチェックを行ったほか、長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ。その結果、長期休業職員(31人)のうち18人(58%)の職員が職場への復帰を果たしている。	評価 B <評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定した上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及び特別健康診断を確実に実施したほか、有所見者に対しては面接指導等を行うなど適切な健康指導に取り組んでいる。また、各機関においてストレスチェックを実施した上で、結果に応じて面接指導を実施するなどメンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	

	取り組みます。		<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令等を踏まえ、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員を対象に産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した（実施率 100%）。 <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 30 日以上の間欠休した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施（実施率 100%）し、当該職員の円滑な職場復帰を支援した。 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率 100%）。 職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するための一次予防を目的に、ストレスチェックを各機関において実施した（6 月～10 月）（実施率 100%）。また、その結果に基づく面接指導を実施した。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム 長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p>	<p>なお、人事院が実施している国家公務員長期病休者実態調査（平成 27 年度）における「精神及び行動の障害」による長期病休者休業率（1.20%）に対し、国立印刷局の平成 29 年度における精神疾患による長期病休者休業率（0.69%：長期病休者 31 人）は低い水準にある。</p> <p>各機関における階層別のカウンセリング面談の継続実施により、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---------	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有		有	有	有	/	/	
環境保全計画の確実な実施	100%		100%	100%	100%			
温室効果ガスの削減	20%減	平成13年度比	28.6%減	28.4%減	30.1%減			
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下		[目標: 7,118t] 6,232t	[目標: 6,808t] 6,222t	[目標: 6,457t] 6,413t			
ISO14001認証の維持・更新	100%		100%	100%	100%			
環境報告書の作成、公表の有無	有		有	有	有			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>5. 環境保全</p> <p>製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うこと</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入を進め、平成29年度の温室効果ガス排出量</p>	<p>●環境保全計画の策定の有無</p> <p>●環境保全計画の確実な実施（対計画100%）</p> <p>○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（平成29年3月）し、当該計画に基づき環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(1) 環境法規制の遵守</p> <p>環境関連法令等の確実な遵守に向けて、チェックリストの見直し等を行うとともに、各機関の遵守状況の調査を実施した結果、問題ないことを確認した（平成30年2月）。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、効率性の検証を行うとともに、事前確認を実施し、設備投資計画に反映した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>温室効果ガス排出量については、空調機の更新やLED照明器具の採用など、環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標（平成13年度比20%減）を大きく上回る30.1%の削減となっている。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、製紙工場において紙料の再利用を行い、廃棄物発生抑制に取り組んでいることに加え、各機関において有価物としての売払いを推進するなど、環</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>環境保全計画を策定した上で、環境マネジメントシステムの確実な運用を図っている。具体的には、温室効果ガス排出量について目標値20%を大きく上回る30.1%の削減（対目標値150.5%）を実現したほか、廃棄物排出量の削減についても目標を達成している。また、研究所及び王子工場が新規取得したことにより、すべての工場及び研究所がISO14001認証を保持したこ</p>

<p>により、環境保全を図る。</p>	<p>を、平成13年度と比較し、20%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、平成29年度の廃棄物排出量を過去5年間の実績平均値以下とするよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>なお、研究所及び王子工場において、平成29年度中のISO14001認証取得に向けて取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、ホームページにおいて公表します。</p>	<p>導入時における効率性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスの削減（平成13年度比20%減） ●廃棄物排出量の削減（過去5年平均以下） ●ISO14001認証の維持・更新 ●環境報告書の作成、公表の有無 	<p>空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は36,388t-CO₂となり、基準年度である平成13年度排出量（52,079t-CO₂）と比較して30.1%（15,692t-CO₂）の削減となった。</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進</p> <p>製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などの廃棄物発生抑制、有価物としての売払など、継続的な廃棄物発生抑制の取組により、廃棄物排出量は6,413tとなり、過去5年平均（6,457t）と比較して、0.7%（44t）の削減となった。</p> <p>(4) ISO14001認証の維持・更新・新規取得</p> <p>ISO14001認証（注）について審査を受審し、次のとおり認証の維持・更新・新規取得を行った。</p> <p>イ 維持 小田原工場・彦根工場・岡山工場</p> <p>ロ 更新 東京工場・静岡工場</p> <p>ハ 新規取得 研究所・王子工場</p> <p>なお、東京工場、静岡工場及び岡山工場については、2015年版への規格改正に対する移行審査を併せて受審し、合格した。</p> <p>(注) ISO14001</p> <p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p> <p>(5) 環境保全に関する啓発活動の推進</p> <p>各機関において、環境月間の取組として、講演会、環境保全施設の点検及び環境保全に対する意識を高めるための教育を行った（6月）。</p> <p>平成28年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2017」として作成し、ホームページで公表した（7月）。</p>	<p>境マネジメントシステムに基づき確実に取り組んでいる。</p> <p>ISO14001認証審査において、認証を維持・更新・新規取得することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に取り組んだ結果であると認められる。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」について120%以上達成しているとともに、他の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>とは高く評価できる。</p> <p>加えて、環境保全に関する活動について取りまとめた「環境報告書」を確実に作成し、ホームページに公表している。</p> <p>本項目については、事業計画における所期の目標を大きく上回る成果を得ており、自己評価と同じく「A」評価とする。</p>
---------------------	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	7. 積立金の使途 独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）第 15 条第 2 項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。	< 評価と根拠 > 評価：— < 課題と対応 > 特になし。	評価	—

4. その他参考情報
特になし。